

相続税法の一部を改正する法律

大甲 第五ニ号

案

昭和三十三年四月二十五日

決定昭和三十三年四月二十五日

施行昭和年月日

昭和三十三年四月二十五日

上奏昭和三十三年四月二十五日

公布昭和三十三年四月二十八日

内閣總理大臣五

内閣官房長官五

内閣参考官

内閣官房副長官五

内閣官房長官五

石井国務大臣

唐澤国務大臣

藤山国務大臣

一萬田国務大臣

松永国務大臣

堀木国務大臣

赤城国務大臣

石田国務大臣

根本国務大臣

津島国務大臣

中村国務大臣

田中国務大臣

郡国務大臣

河野国務大臣

正力国務大臣

松平国務大臣

一四

相続税法の一部を改正する法律外九件を公布することについて
右閣議に供する。

内閣

一九五〇年二月八日

- 一、相続税法の一部を改正する法律
- 一、日本開発銀行法の一部を改正する法律
- 一、國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法
- 一、法務省設置法の一部を改正する法律
- 一、外務省設置法の一部を改正する法律
- 一、厚生省設置法の一部を改正する法律
- 一、農林省設置法の一部を改正する法律
- 一、運輸省設置法の一部を改正する法律
- 一、日本電信電話公社法の一部を改正する法律
- 一、日本労働協会法

相続税法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和三十三年四月二十八日

法律第百号

(奏上のとおり。)

内大臣 蔡総理

内大臣 総理

裏面白紙

245

日本開発銀行法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和三十三年月日

内閣総理大臣

法律第
号
(奏上のとおり。)

内閣總理大臣

内閣

裏面白紙

246

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法をここに公布する。

御名御璽

昭和三十三年月

内閣総理大臣

法律第号

(奏上のとおり。)

各内閣總理大臣

内閣

裏面白紙

247

法務省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和三十三年月

内閣總理大臣

法律第号
(奏上のとおり。)

内閣總理大臣

内閣

内閣總理大臣

内閣

裏面白紙

248

外務省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和三十三年月日

法律第号

(奏上のとおり。)

内外
閣務
總理大臣

内閣
總理大臣

内閣

裏面白紙

249

厚生省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和三十三年月日

内閣総理大臣

内厚生大臣

法律第
号
(奏上のとおり。)

内閣

農林省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和三十三年月日

内閣総理大臣

法律第号

(奏上とのおり。)

農林大臣

裏面白紙

251

運輸省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和三十三年月日

法律第

号

(奏上のとおり。)

内運
閣輪
總理
大臣

内閣
總理
大臣

内閣

裏面白紙

202

日本電信電話公社法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和三十三年月

内閣总理大臣

法律第号

(奏上のとおり。)

内閣总理大臣
郵政大臣

内閣

裏面白紙

253

日本労働協会法をここに公布する。

御名御璽

昭和三十三年月日

内閣総理大臣

法律第号

(奏上のとおり。)

劳大法内
閣總理大臣
勵務
大
臣

内閣

別紙相続税法の一部を改正する法律

の公布を奏上する件は、了承いたしました。

昭和三十三年四月十五日

法 制 局 長 官

法 制 局

法規局 第五七号
昭和三十三年五月二日

国会は相続税法の一部を改正する法律の
公布を奏上いたします。

昭和三十三年四月二十五日

参議院議長 松野鶴平



大甲一五二

参議院事務総長 河野義克



相続税法の一部を改正する法律

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 贈与税(第二十一条の二—第二十一条の六)」を「第二節 贈与税(第二十一条の二—第二十一条の七)」に改める。

第一条第一号中「(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈)を「又は遺贈(贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与)に改め、同条第一号中「相続」の下に「又は遺贈」を加える。

第一条の二第一号中「又は遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈)を「(贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与)に改め、同条第一号中「又は遺贈」を削る。

第二条中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改める。

第二条の二中「又は遺贈」を削る。

第三条第一項各号列記以外の部分中「包括受遺者を含む。」を「相続を放棄した者及び相続権を失つた者を含まない。第十五条の場合及び「第十五条第二項に規定する相続人」という場合を除き、」に改め、同項第一号中「包括遺贈者」を「遺贈者」に改める。

第十条第三項中「遺贈者」を削る。

第十一条中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改め、同条を第十一条の二とし、第二章第一節中同条の前に次の二条を加える。

(相続税の課税)

第十二条 相続税は、本節に定めるところにより、相続又は遺贈に因り財産を取得した者の被相続人からこれらの事由に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の総額（以下本節において「相続税の総額」という。）を計算し、当該総額を基礎としてそれこれらとの事由に因り財産を取得した者に係る相続税額として計算した金額により、課する。

第十二条第一項第二号中「相続に因り取得した」を削り、同項第三号中「相続」の下に「又は遺贈」を加え、同項第五号中「当該合計金額が同号の」を「同号の被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて得た金額に当該合計金額が当該」に改める。

第十三条第一項中「相続に因り財産を取得した者」を「相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下本条において同じ。）に因り財産を取得した者」に改め、「当該相続」の下に「又は遺贈」を加え、同項第二項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第十二条」を「前条」に、「債務控除をすることができる金額」を「前二項の規定による控除金額」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五条から第十八条までを次のように改める。

(遺産に係る基礎控除)

第十五条 相続税の総額を計算する場合においては、同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財

産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。以下第十七条第一項及び第十九条の二において同じ。）の合計額から、百五十万円と三十万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて得た金額との合計額（以下「遺産に係る基礎控除額」という。）を控除する。

- 2 前項の相続人は、同項に規定する被相続人の民法第五編第二章の規定による相続人（相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人）に該当する者とする。

（相続税の総額）

第十六条 相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額からその遺産に係る基礎控除額を控除した金額を当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人が民法第九百条及び第九百一条の規定に

よる相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額（当該相続人が、一人である場合又はない場合には、当該控除した金額）につきそれぞれその金額を次の各級に区分し、逐次に各率を適用して算出した金額の合計額とする。

三十万円以下の金額	百分の十
三十万円をこえる金額	百分の十五
七十万円をこえる金額	百分の二十
百五十万円をこえる金額	百分の二十五
三百万円をこえる金額	百分の三十
五百万円をこえる金額	百分の三十五
七百万円をこえる金額	百分の四十
千万円をこえる金額	百分の四十五

六

二千万円をこえる金額

百分の五十

三千万円をこえる金額

百分の五十五

五千万円をこえる金額

百分の六十

七千万円をこえる金額

百分の六十五

一億円をこえる金額

百分の七十

(取得財産に係る基礎控除)

第十七条 相続税の総額を基礎として同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した者に係る相続税額を計算する場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、その者に係る相続税の課税価格から当該各号に掲げる金額(以下「取得財産に係る基礎控除額」という。)を控除する。

一 相続又は遺贈(被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。)に因り財産を取得した者 五

十万円

二 遺贈(被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。)に因り財産を取得した者 二十万円

2 同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る前項各号に掲げる金額の合計額がその遺産に係る基礎控除額をこえるときは、これらの者の取得財産に係る基礎控除額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ同項各号に掲げる金額に当該遺産に係る基礎控除額を当該合計額で除して得た割合を乗じて算出した金額とする。

(各相続人等の相続税額)

第十八条 相続又は遺贈に因り財産を取得した者に係る相続税額は、その被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の総額を、これらの事由に因り財産を取得した者に係る相続税の課税価格からその取得財産に係る基礎控除額を控除した金額によりあん分して算出した金額とする。

七

(相続税額の加算)

八

第十八条の二 相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血族（その者又はその直系卑属が相続開始前に死亡し、又は相続権を失つたため相続人となつたその者の直系卑属を含む。）及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る相続税額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した金額にその百分の二十に相当する金額を加算した金額（当該金額がその者に係る相続税の課税価格に相当する金額に百分の七十の割合を乗じて算出した金額をこえる場合には、当該割合を乗じて算出した金額）とする。

第十九条の見出し中「二年」を「三年」に改め、同条第一項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に、「二年」を「三年」に改め、「ものに限る。」の下に「以下本条並びに第五十一条第二項第一号及び第三項第一号^ニにおいて同じ。」を加え、「前二条」を「第十五条から前条まで」に、「第二十条の六」を「第二十一条の七」に改め、「（以下本条において「贈与税相当額」という。）」を削り、

「その者の」を「その」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(配偶者控除)

第十九条の二 被相続人の配偶者が当該被相続人からの相続又は遺贈に因り財産を取得した場合においては、当該配偶者については、第十五条から第十八条まで及び前条の規定により算出した金額からその^二王分の一に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。ただし、その控除すべき金額が、当該被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得了すべての者に係る相続税の課税価格の合計額（当該合計額が三千万円をこえる場合には、三千万円）からこれらの者の遺産に係る基礎控除額を控除した金額をその者が民法第九百条の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその取得金額（当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人がその者のみである場合には、当該控除した金額）について第十六条の規定を適用して算出した金額の^二王分の一に相当する金額をこえる場合には、そ

のこえる部分の金額は、当該控除をしない。

(未成年者控除)

第十九条の三 相続又は遺贈に因り財産を取得した者（第一条第一号の規定に該当する者を除く。）が当該相続又は遺贈に係る被相続人の第十五条第二項に規定する相続人に該当し、かつ、二十才未満の者である場合においては、その者については、同条から前条までの規定により算出した金額から一万円にその者が二十才に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるときは又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2 前項の規定により控除を受けることができる金額がその控除を受ける者について第十五条から前条までの規定により算出した金額をこえる場合には、そのこえる部分の金額は、政令で定めるところにより、その控除を受ける者の扶養義務者が同項の被相続人から相続又は遺贈に因り取得した財産の価額について第十五条から前条までの規定により算出した金額から控除し、その控除後の金額をもつて、当該扶養義務者の納付すべき相続税額とする。

3 第一項の規定に該当する者がその者又はその扶養義務者について既に前二項の規定による控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者がこれらの規定による控除を受けることができる金額は、既に控除を受けた金額の合計額が第一項の規定による控除を受けることができる金額（二回以上これららの規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈に因り財産を取得した際に第一項の規定による控除を受けることができる金額）に満たなかつた場合におけるその満たなかつた部分の金額の範囲内に限る。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「相続に因り財産を取得した場合」を「相続（被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下本条において同じ。）に因り財産を取得した場合」に、「その者について前二条の規定により算出した相続税額」を「第十五条から前条までの規定により算出した

「金額」に改め、「第一号」の下に「及び次項」を加え、「左の各号」を「相当する金額に次の各号」に、「金額に相当する税額を控除し、その控除後の税額」を「金額を控除した金額」に改め、同項第一号中「相続人及び受遺者(包括受遺者を除く。以下同じ。)の全員が相続又は遺贈(被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。以下次号において同じ。)に因り財産を取得したすべての者がこれらの事由」に改め、「又は贈与税」を削り、同項第二号中「相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈」を「相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者がこれらの事由」に改め、「又は贈与税」を削り、同条第三項を削る。

第二十一条第一項中「相続(第二十一条の二)」を「相続又は遺贈(第二十一条の二)」に、「その者について前三条の規定により算出した相続税額からその課せられた税額を控除し、その控除後の税額」を「第十五条から前条までの規定により算出した金額からその課せられた税額に相当する金額を控除した金額」に、「税額が、その者について前三条の規定により算出した相続税額」を「金額

が、その者についてこれらの規定により算出した金額」に改め、「当該相続」の下に「又は遺贈」を加え、「に相当する税額」を削り、同条第二項を削る。

第二十一条の二第一項から第三項まで中「又は遺贈」を削り、「これらの事由」を「贈与」に改め、同条第四項中「相続人が」を「相続又は遺贈に因り財産を取得した者が」に改め、「第一項」を削る。

第二十一条の三第一項第三号中「又は遺贈」を削る。

第二十一条の四中「十万円」を「二十万円」に改める。

「二十万円以下の金額
二十万円をこえる金額
五十万円をこえる金額
百万円をこえる金額
二百万円をこえる金額
四百万円をこえる金額
七百万円をこえる金額
一千万円をこえる金額
一千五百万円をこえる金額
二千万円をこえる金額
百分の十五
百分の二十五
百分の三十五
百分の四十五
百分の五十五
百分の六十五」
を
「三十万円以下の金額
三十万円をこえる金額
五十万円をこえる金額
七十万円をこえる金額
一百万円をこえる金額
一百五十万円をこえる金額
二百五十万円をこえる金額
三百万円をこえる金額
五百万円をこえる金額
七百万円をこえる金額
一千万円をこえる金額
七百万円をこえる金額
一千万円をこえる金額

に改める。

百分の十五
百分の二十五
百分の三十五
百分の四十五
百分の五十五
百分の六十五
百分の六十五

第二十一条の六第一項中「又は遺贈」を削り、「その者について前条の規定により算出した贈与税額からその課せられた税額を控除し、その控除後の税額」を「前二条の規定により算出した金額からその課せられた税額に相当する金額を控除した金額」に、「税額が、その者について前条の規定により算出した贈与税額」を「金額が、その者についてこれらの規定により算出した金額」に改め、「に相当する税額」を削り、同条第二項を削り、第二章第二節中同条を第二十一条の七とし、第二十一条の五の次に次の一条を加える。

(三年以内に同一人から贈与があつた場合の贈与税額)

第二十一条の六 その年において贈与に因り同一の贈与者から十万円をこえる価額の財産（その取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る。以下本条において同じ。）を取得した者がその前年又は前前年において当該贈与者から贈与に因り各年十万円をこえる価額の財産を取得したことがある場合には、その者に係る贈与税は、前条の規定にかかわらず、その年において贈与に因り取得したすべての財産の価額の合計額につき前二条の規定により算出した金額と第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該贈与者が一人以上ある場合には、これらの者につきそれぞれ第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額）との合計額により、課する。

一 その年以前三年以内の各年において当該贈与者から贈与に因り取得した財産の価額のうちそれぞれ十万円をこえる部分の合計額を前条に規定する課税価格とみなし、同条の規定を適

用して算出した金額

一六

二 イ及びロに掲げる金額の合計額（当該合計額が第一号に掲げる金額をこえる場合には、当該金額）

イ その年の前年又は前前年において当該贈与者から贈与に因り取得した財産の価額が当該各年において贈与に因り取得したすべての財産の価額の合計額のうちに占める割合をそれぞれ当該各年分の贈与税の税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額を除く。）に乘じて算出した金額の合計額

ロ その年において当該贈与者から贈与に因り取得した財産の価額が同年において贈与に因り取得したすべての財産の価額の合計額のうちに占める割合を当該合計額につき前二条の規定を適用して算出した金額に乗じて算出した金額

第二十四条第二項中「若しくは第二項」を削る。

第二十六条の二中「相続」の下に「又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。）」を加える。

第二十七条第一項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に、「相続税の課税価格（第十九条第一項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により相続税の課税価格とみなされた金額）と第十五条及び第十六条の規定により控除を受ける金額との合計額が五十万円をこえるときは、当該」を「その被相続人からこれらの事由に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額）の合計額がその遺産に係る基礎控除額をこえる場合において、その者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額）がその取得財産に係る基礎控除額をこえ、かつ、当該課税価格に係る第十五条から第二十一条までの規定による相続税額があるときは、その」に改め、同条第二項中「相続人」の下に「（包

括受遺者を含む。以下第五項、第三十条第一項、第三十一条第三項、第三十三条第四項及び第五十二条第一項から第三項までにおいて同じ。」を加え、同条第四項中「相続人又は受遺者が相続又は遺贈」を「相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者がこれらの事由」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した者又はその者の相続人で第一項又は第二項（次条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出すべきものが二人以上ある場合において、当該申告書の提出先の税務署長が同一であるときは、これらの者は、政令で定めるところにより、当該申告書を共同して提出することができる。

第二十八条第一項中「贈与又は遺贈に因り財産を取得した者は、贈与税の課税価格が十万円をこえるときは、第二項の規定に該当する場合を除く外、当該贈与又は遺贈に因り財産を取得した年」を「贈与に因り財産を取得した者は、その年分の贈与税の課税価格に係る第二十二条の四から

第二十二条の七までの規定による贈与税額があるときは、その年」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第一号中「又は遺贈」を削り、「合計額が十万円をこえる場合」を「合計額につき第二十二条の四から第二十二条の七までの規定を適用した場合において、贈与税額があることとなるとき。」に改め、同項第一号中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「若しくは第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第五項」を「第六項」に改め、「若しくは第二項」を削り、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十条第一項中「第三項」を「第一項」に、「(この申告書)」を「相続税に係る期限内申告書の提出期限後において第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する事由に該当することとなつた者についても、また同様とする。(これらの中告書)」に改める。

第三十二条第二項各号列記以外の部分中「第二項」の下に「若しくは第六項」を加え、「第三十五条

条第一項若しくは第三項」を「第三十五条第一項、第三項若しくは第六項」に改め、同項第一号中「当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたこと」を「、その後当該財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者が当該分割に因り取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつたこと」に改め、同項第二号中「若しくは」を「又は」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「放棄の取消」の下に「その他の事由」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があつたこと。

第三十二条第七項中「第三項及び第四項」を「第二項及び第三項」に改める。

第三十三条第四項中「第三項」を「第二項」に、「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改める。

第三十四条第一項中「相続人又は受遺者が一人以上ある場合においては、これらの者」を「同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者」に、「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改め、「又はその遺贈に因り財産を取得した年分の贈与税額に当該財産の価額が当該贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する贈与税」を削り、同条第二項中「相続人又は受遺者が一人以上ある場合においては、これらの者」を「同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者」に、「被相続人又は遺贈者」を「当該被相続人」に改める。

第三十五条第二項に後段として次のように加える。

第三十条第一項後段の規定に該当する者が申告書を提出していない場合においても、また同様とする。

第三十五条第四項中「前三項の規定」を「これらの規定」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「第二項」の下に「前段」を加え、同項第一号中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「被相続人」を「同条第一項に規定する者の被相続人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三項」を

「第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 第二十八条第二項第二号に規定する事由に該当する場合において、同号に規定する申告書の提出期限を経過したとき。

第三十五条に次の一項を加える。

6 税務署長は、第三十二条第二項第一号から第四号までの規定による更正の請求に基き第一項又は第三項の規定による更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した他の者につき次に掲げる事由があるときは、当該事由に基き、その者に係る課税価格又は相続税額を更正し、又は決定する。

一 当該他の者が第二十七条、第三十条若しくは第三十一条の規定による申告書を提出し、又は第二項若しくは本項の規定による決定を受けた者である場合において、当該申告又は決定に係る課税価格又は相続税額（当該申告又は決定があつた後修正申告書の提出又は第一項、

第三項若しくは本項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格又は相続税額）が当該請求に基く更正の基団となつた事実を基礎として計算した場合におけるその者に係る課税価格又は相続税額と異なることとなること。

二 当該他の者が前号に規定する者以外の者である場合において、その者につき同号に規定する事実を基礎としてその課税価格及び相続税額を計算することにより、その者が新たに相続税を納付すべきこととなること。

第三十五条の二第一項中「前条」の下に「第一項又は第三項」を加え、「（第五十五条但書の場合における更正については、同条但書に規定する財産の分割があつた日の翌日から四月を経過した日）」を削る。

第三十八条第一項中「一万円を」を「三万円を」に、「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に、「五万円」を「十五万円」に、「十万円」を「三十万円」に、「（当該税額に一万円未満の端数があるとき

は、これを一万円として計算した金額)を一万円で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。)に改め、同条第二項中「一万円」を「三万円」に改め、同条第三項中「一万円」を「三万円」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十九条第二項中「第一項及び第四項」を「及び第二項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第四項中「及び第四項」を削る。

第四十条第五項中「(当該税額に係る利子税額を含む。)」を「(第一項又は前条第七項の規定により延納の許可を取り消されたため一時に徴収されるもの及びこれらの税額に係る利子税額を含む。以下本項において同じ。)」に、「(利子税額、延滞加算税額及び公売の費用を含む。以下本項において同じ。)」を「並びに当該税額に係る延滞加算税額及び公売の費用(以下本項において「延納税額等」という。)」に、「延納税額を」を「延納税額等を」に、「延納税額に」を「延納税額等に」に改め、

同条に次の二項を加える。

6 国税徵收法第七条ノ四第四項の規定は、第三十八条第一項若しくは第三項又は前条第八項の規定により提供された担保物について準用する。

第四十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定」を「前項の規定」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十九条を次のように改める。

(申告書の公示)

第四十九条 稅務署長は、相続税又は贈与税に係る申告書の提出があつた場合において、次に掲げる場合(贈与税に係る申告書については、第一号に掲げる場合に限る。)に該当するときは、当該申告書の提出があつた日から四月以内に、当該申告書の記載に従い、その者の氏名、納税地及び課税価格を少くとも一月間公示しなければならない。

一 当該申告書に記載された課税価格が千万円をこえる場合

二 当該申告書に添附された第二十七条第四項に規定する明細書に記載された被相続人の死亡の時における財産の価額(債務の金額がある場合には、当該金額を控除した金額)が三千万円をこえる場合

第五十一条第一項各号列記以外の部分中「第五十二条」を「次条」に改め、同項第一号中「第三項」を「第一項第二号に掲げる場合について同項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項第三号中「当該一年を経過した日から修正申告書の」を「詐偽その他不正の行為により相続税又は贈与税を免かれた者が税務署長の調査により第三十五条の規定による更正があることを予知してこれを提出した場合を除くほか、当該一年を経過した日からその」に改め、同条第二項第一号中「第三項」を「第二項第二号に掲げる場合について同項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「第五十五条の規定により分割されていない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として申告書を提出したときは、当該分割があつた日の翌日から四月を経過した日」を「相続若しくは遺贈に因り財産を取得した者が、期限内申告書の提出期限後に、その被相続人からこれらの事由に因り財産を取得した他の者が相続開始前三年以内に当該被相続人から贈与に因り取得した財産で相続税の計算の基礎とされていなかつたものがあることを知つたため期限後申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由が生じたため期限後申告書若しくは修正申告書を提出した場合においては、これらの申告書を提出した日の翌日」に改め、「(以下本号において「起算日」という。)及び(修正申告書が起算日の翌日から一年を経過した日の後に提出された場合においては、当該一年を経過した日から修正申告書の提出の日までの日数を控除した日数)」を削り、同号を同項第二号とし、同条第三項各号列記以外の部

分中「第五十二条」を「次条」に改め、「納期限」の下に「(第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由に因る第三十五条第一項若しくは第三項の規定による更正若しくは同条第二項後段の規定による決定又は同条第六項の規定による更正若しくは決定に係る追徴税額については、当該追徴税額に係る第三十七条の規定による納期限)」を加え、「更正に係る」を「第三十五条第一項又は第三項の規定による更正に係る」に改め、同項第一号中「第三項」を「第二項第二号に掲げる場合について同項」に改め、「若しくは第二項」を削り、「第三十五条」の下に「第一項、第二項前段又は第三項」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「第五十五条の規定により分割されていない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として第三十五条の規定による更正又は決定があつたときは、当該分割があつた日の翌日から四月を経過した日」を「相続又は遺贈に因り財産を取得した者について

て、その被相続人からこれらの事由に因り財産を取得した他の者が相続開始前三年以内に当該被相続人から贈与に因り取得した財産で相続税の計算の基礎に算入されていなかつたものを当該計算の基礎に算入することにより第三十五条第一項、第二項前段又は第三項の規定による更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る第三十六条第一項の規定による通知をした日の翌日」に改め、「(以下本号において「起算日」という。)及び「(当該追徴税額が更正に係るものである場合において、当該更正の通知が起算日から一年を経過した日の後になされたときは、当該更正が詐偽その他不正の行為により相続税を免れた者についてなされたものである場合を除く外、当該一年を経過した日から当該更正の通知がなされた日までの日数を控除した日数)」を削り、同号を同項第二号とする。

第五十二条第一項第一号イ中「(前条第二項第二号若しくは第三号又は同条第三項第二号若しくは第三号の規定に該当する場合において、当該各号に規定する起算日前に当該各号に規定する事

由に因る申告書の提出、更正又は決定があつたときは、当該起算日)」を「前条第二項第一号の規定に該当する場合には、同号に規定する申告書を提出した日とし、同条第三項第二号の規定に該当する場合には、同号に規定する第三十六条第一項の規定による通知をした日とする。」に改め、同号ロ中「規定する納期限」の下に「(前条第二項第二号の規定に該当する場合には、同号に規定する申告書を提出した日とし、同条第三項第一号の規定に該当する場合には、同号に規定する第三十六条第一項の規定による通知をした日とする。)」を加え、同号ハ中「第一号若しくは第三号」を「第二号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十二条の二 延納の許可を受けた相続税額の計算の基礎となつた財産の価額のうちに占める立木の価額の割合が政令で定める割合をこえる場合には、当該延納税額のうち立木の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額についての前条第一項の規定の適用については、同項中「百円につき一日一錢の割合」とあるのは、「百円につき一日一錢五厘の割合」とし、当該延納税額についての同条第五項の規定の適用については、同項中「当該分納税額に達するまでは、当該分納税額」とあるのは、「まず分納税額のうち次条に規定する立木の価額に対応する部分以外の部分の税額に達するまでは当該税額に充てられたものとし、次に当該立木の価額に対応する部分の税額に達するまでは当該税額」とする。

第五十三条第一項中「第三十八条第四項第一号に掲げる者」を「税務署長において期限内申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認める者」に改める。

第五十五条中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に、「ものとみなす」を「ものとしてその課税価格を計算するものとする」に、「その分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつた場合」を「当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割に因り取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合」に、「財産

を基礎」を「財産に係る課税価格を基礎」に改める。

第六十一条中「相続人又は受遺者」を「当該被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した者」に改める。

第六十五条第一項中「、遺贈若しくは包括遺贈」を「若しくは遺贈」に、「、遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に改める。

第六十六条第一項中「、遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に改め、「又は遺贈」及び「又は遺贈者」を削り、同条第四項中「、遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に、「、遺贈者又は包括遺贈者」を「又は遺贈者」に改める。

附則第三項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改める。

附 則

公布の日

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の相続税法(以下「新法」という。)の規定は、この附則に特別の定のあるものを除くほか、昭和三十三年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。)により取得した財産に係る相続税又は同日以後に贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得した財産に係る贈与税から適用し、同日前に相続(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下附則第四項及び附則第七項において同じ。)により取得した財産に係る相続税又は同日前に贈与若しくは遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。以下附則第八項において同じ。)により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行後昭和三十五年十二月三十一日までに相続又は遺贈により財産を取得した者についての新法第十九条の規定の適用については、同条中「当該相続の開始前三年以内」とあるのは、昭和三十四年十二月三十一日までに当該財産を取得した者にあつては「当該相続の開始

前二年以内」と、昭和三十五年中に当該財産を取得した者にあつては「昭和三十三年一月一日から当該相続の開始の日まで」とする。

4

新法第十九条の三第一項の規定に該当する者が昭和三十一年十一月三十日までに開始した相続により取得した財産につきこの法律による改正前の相続税法（以下「旧法」という。）の規定による未成年者控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者が同条第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、旧法の規定によりその者が未成年者控除を受けることができた金額（二回以上旧法の規定による未成年者控除を受けた場合には、最初に相続により財産を取得した際に未成年者控除を受けることができた金額）から既に旧法の規定による未成年者控除を受けた金額の合計額を控除した金額の百分の五十に相当する金額に達するまでの金額とする。

5 新法第二十一条の六の規定は、昭和三十四年分以後の贈与税から適用するものとし、同年分

の贈与税についての同条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「その年」とあるのは「昭和三十四年」と、「その前年又は前前年」とあるのは「昭和三十三年」と、同条第一号中の「その年以前三年以内」とあるのは「昭和三十三年及び昭和三十四年」と、同条第二号イ中「その年の前年又は前前年」とあるのは「昭和三十三年」と、「当該各年に」とあるのは「同年に」と、「それぞれ当該各年分」とあるのは「同年分」と、同号ロ中「その年」とあるのは「昭和三十四年」とする。

6 昭和三十三年一月一日以後この法律の施行前に相続又は遺贈により財産を取得した者又はその相続人が当該期間内^にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日」とあるのは、「相続税法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百号)の施行の日」とする。

7 前項に規定する期間内に開始した相続に係る被相続人から相続により財産を取得した者又は

その相続人がこの法律の施行の日までに旧法第二十七条の規定による申告書を提出している場合においては、当該申告書は、新法第二十七条の規定による申告書とみなす。この場合において、当該申告書に係る相続税額が当該財産の価額につき新法第二章第一節の規定を適用して算出した相続税額に比し過大となるときは、その者は、この法律の施行の日から六月以内に、新法第三十二条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

8 前二項の規定は、昭和三十三年一月一日以後この法律の施行前に贈与又は遺贈により財産を取得した者で当該期間内において死亡したものの相続人が当該期間内にその相続の開始があつたことを知り、かつ、その者が新法第二十八条第二項において準用する新法第二十七条第二項の規定の適用を受ける者である場合について準用する。この場合において、附則第六項中「同条の」とあるのは「新法第二十七条第二項の」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と、前項中「開始した相続に係る被相続人から相続により財産を取得した者又はその相続人」と替えるものとする。

9 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「贈与に因り」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡に因り効力を生ずるものを除く。)に因り」に改める。

第十条第四項中「又は被相続人からの遺贈に因り」を「、被相続人からの遺贈又は被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡に因り効力を生ずるものに因り」に、「贈与に因り」を「贈与(被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡に因り効力を生ずるものを除く。)に因り」に改める。

10 災害被害者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「遺贈又は贈与」を「若しくは遺贈(贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与を含む)」に改める。

以下第六条第一項において同じ。又は贈与(贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与を除く)。以下第六条第二項において同じ。」に改める。

第六条第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈」を「又は遺贈」に改め、同条第二項中「又は遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。)」を削る。

第八条及び第九条中「相続税」の下に「贈与税」を加える。

11 日本国とアメリカ合衆国との間の一重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和二十九年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(被相続人からの遺贈及び扶養義務者からの包括遺贈)」を「又は遺贈(贈与者の死亡

に因り効力を生ずる贈与)」に、「財産を取得した者が」を「財産を取得した者で当該相続又は遺贈に係る被相続人の同法第十五条第二項に規定する相続人に該当するものが」に、「十八歳」を「二十歳」に改め、「相続に係る」及び「(包括遺贈者を含む。)」を削り、「第十六条」を「第十九条の三」に、「二万円」を「一万円」に、「当該相続に因り」を「当該相続又は遺贈に因り」に改める。

12 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「又は被相続人からの遺贈」を「被相続人からの贈与(贈与者から)又は被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡により効力を生ずるもの」に改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者)の死亡により効力を生ずるものを除く。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死亡により

効力を生ずる贈与を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。」に改める。

昭和三十一年二月二十日

内閣官房長官
内閣官房副長官

昭和三十一年二月二十日

内閣参事官

内閣総理大臣

法制局長官

石井国務大臣

松永国務大臣

中村国務大臣

河野国務大臣

唐澤国務大臣

堀木国務大臣

田中國務大臣

嘉瀬国務大臣

藤山国務大臣

赤城国務大臣

石田国務大臣

五方国務大臣

別紙大蔵大臣請議相続税法の一部を

改正する法律案

法 制 局

を審査したが、右は請議のよう閣議決定の上、
国会に提出されてよいと認める。

法 律 案

提案附せんのとおり

相続税法の一一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和二年二月二日衆

内閣総理大臣

法 制 局

この法律の公布の際の署名大臣は、次のとおりとすること。

大蔵大臣
内閣總理大臣

法 制 局

人屏
五二



法制局
大第ニ五号
昭和三年二月二〇日

税秘第 71 号
昭和 33 年 2 月 20 日

内閣總理大臣 岸 信 介 殿

大藏大臣 一萬田 尚 基



閣 議 請 議

相続税法の一部を改正する必要があるので、別紙法律案について閣議を求めます。

大 藏 省

裏 面 白 紙

相続税法の一部を改正する法律

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 贈与税（第二十一条の二—第二十一条の六）」を「第二節 贈与税（第二十一条の二—第二十一条の七）」に改める。

第一条第一号中「（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈）を「又は遺贈（贈与者の死亡に因り効力を生ずる、贈与）に改め、同条第二号中「相続」の下に「又は遺贈」を加える。

第一条の二第一号中「又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈）を「（贈与者の死亡に因り効力を生ずる、贈与）に改め、同条第二号中「又は遺贈」を削る。

第二条中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改める。
第二条の二中「又は遺贈」を削る。

相続税法の一部を改正する法律
相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改
正する。

目次中「第二節 贈与税（第二十一条の二—第二十一条の六）」
を「第二節 贈与税（第二十一条の二—第二十一条の七）」に改め
る。

第一条第一号中「へ包括遺贈及び被相続人からの相続人にに対する
遺贈」を「又は遺贈（贈与者の死亡に因り効力を生ずべき贈与）に
改め、同条第二号中「相続」の下に「又は遺贈」を加える。

第一条の二第一号中「又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相
続人にに対する遺贈）を「へ贈与者の死亡に因り効力を生じべき贈与」
に改め、同条第二号中「又は遺贈」を削る。

第二条中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改める。
第二条の二中「又は遺贈」を削る。

第三条第一項各号列記以外の部分中「包括受遺者を含む。」を相続を放棄した者及び相続権を失つた者を含まない。第十五条の場合及び「第十五条第二項に規定する相続人」という場合を除き、「に改め、同項第一号中「包括遺贈者」を「遺贈者」に改める。

第十条第三項中「、遺贈者」を削る。

第十三条中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改め、同条を第十三条の二とし、第三章前に次の一条を加える。

(相続税の課税)

第十一条 相続税は、本節に定めるところにより、相続又は遺贈に因り財産を取得した者の被相続人からこれらの事由に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の総額(以下本節において「相続税の総額」という。)を計算し、当該総額を基礎としてそれぞれこれらの事由に因り財産を取得した者に係る相続税額として計

第三条第一項各号列記以外の部分中「包括受遺者を含む。」を「相続を放棄した者及び相続権を失つた者を含まない。第十五条の場合及び「第十五条第二項に規定する相続人」という場合を除き、」に改め、同項第一号中「包括遺贈者」を「遺贈者」に改める。

第十条第三項中「、遺贈者」を削る。

二章第一節中第十二条中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改め、同条を第十二条の二として~~二~~の前に次の一条を加える。

(相続税の課税)

第十二条 相続税は、本節に定めるところにより、相続又は遺贈に因り財産を取得した者の被相続人からこれらの事由に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の総額(以下本節において「相続税の総額」という。)を計算し、当該総額を基礎としてそれぞれこれらの事由に因り財産を取得した者に係る相続税額として計

第三条第一項各号列記以外の部分中「包括受遺者を含む。」を相続を放棄した者及び相続権を失つた者を含まない。第十五条の場合及び「第十五条第二項に規定する相続人」という場合を除き、「に改め、同項第一号中「包括遺贈者」を「遺贈者」に改める。

第十条第三項中「、遺贈者」を削る。

（相続税の課税）
第十二条第一節中第十一條中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改め、同条を第十一條の二・~~十一~~条の前に次の一条を加える。

第十三条 相続税は、本節に定めるところにより、相続又は遺贈に因り財産を取得した者の被相続人からこれらの事由に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の総額（以下本節において「相続税の総額」という。）を計算し、当該総額を基礎としてそれぞれこれらの事由に因り財産を取得した者に係る相続税額として計

算した金額により、課する。

第十二条第一項第二号中「相続に因り取得した」を削り、同項第三号中「相続」の下に「又は遺贈」を加え、同項第五号中「当該合計金額が同号の」を「同号の被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて得た金額に当該合計金額が当該」に改める。

第十三条第一項中「相続に因り財産を取得した者」を「相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下本条において同じ。）に因り財産を取得した者」に改め、「当該相続」の下に「又は遺贈」を加え、同条第二項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第十二条」を「前条」に、「債務控除をすることができる金額」を「前二項の規定による控除金額」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五条から第十八条までを次のように改める。

(遺産に係る基礎控除)

第十五条 相続税の総額を計算する場合においては、同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格へ第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。以下第十七条第一項及び第十九条の二において同じ。」の合計額から、百五十万円と三十万円に当該相続人の相続人の数を乗じて得た金額との合計額(以下「遺産に係る基礎控除額」という。)を控除する。

2 前項の相続人は、同項に規定する被相続人の民法第五編第二章の規定による相続人へ相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人)に該当する者とする。
(相続税の総額)

第十六条 相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格に相当する

金額の合計額からその遺産に係る基礎控除額、を控除した金額を当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人が民法第九百条及び第九百一条の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額へ当該相続人が一人である場合又はない場合には、当該控除した金額）につきそれをその金額を次の各級に区分し、逐次に各率を適用して算出した金額の合計額とする。

三十万円以下の金額

三十万円を超える金額

七十万円を超える金額

百五十万円を超える金額

三百万円を超える金額

五百万円を超える金額

七百万円を超える金額

百分の十

百分の十五

百分の二十

百分の二十五

百分の三十

百分の三十五

百分の四十

金額の合計額からその遺産に係
除した金額を当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人が
民法第九百条及び第九百一条の規定による相続分に応じて取得し
たものとした場合におけるその各取得金額へ当該相続人が、一人
である場合又はない場合には、当該控除した金額）につきそれぞ
れその金額を次の各級に区分し、逐次に各率を適用して算出した
金額の合計額とする。

三十万円以下の金額	百分の十
三十万円を超える金額	百分の十五
七十万円を超える金額	百分の二十
一百五十万円を超える金額	百分の二十五
三百万円を超える金額	百分の三十
五百万円を超える金額	百分の三十五
七百万円を超える金額	百分の四十

千万円をこえる金額	百分の四十五
二千万円をこえる金額	百分の五十
三千万円をこえる金額	百分の五十五
五千萬円をこえる金額	百分の六十
七千万円をこえる金額	百分の六十五
一億円をこえる金額	百分の七十

(取得財産に係る基礎控除)

第十七条 相続税の総額を基礎として同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した者に係る相続税額を計算する場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、その者に係る相続税の課税価格から当該各号に掲げる金額（以下「取得財産に係る基礎控除額」という。）を控除する。

一 相続又は遺贈（被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。）

千万円をこえる金額	百分の四十五
二千万円をこえる金額	百分の五十
三千万円をこえる金額	百分の五十五
五千万円をこえる金額	百分の六十
七千万円をこえる金額	百分の六十五
一億円をこえる金額	百分の七十

(取得財産に係る基礎控除)

第十七条 相続税の総額を基礎として同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した者に係る相続税額を計算する場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、その者に係る相続税の課税価格から当該各号に掲げる金額（以下「取得財産に係る基礎控除額」という。）を控除する。
一 相続又は遺贈（被相続人からの相続人にに対する遺贈に限る。）

に因り財産を取得した者 五十万円

2
二 遺贈へ被相続人からの相続人にに対する遺贈を除く。に因り

財産を取得した者 二十万円

同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る前項各号に掲げる金額の合計額がその遺産に係る基礎控除額をこえるときは、これらの者の取得財産に係る基礎控除額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ同項各号に掲げる金額に当該遺産に係る基礎控除額を当該合計額で除して得た割合を乗じて算出した金額とする。

(各相続人等の相続税額)

第十八条 相続又は遺贈に因り財産を取得した者に係る相続税額は、その被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の総額を、これらの事由に因り財産を取得した者に係る相続税の課税価格からその取得財産に係る基礎控除額を控除した金額によりあん分して算出した金額とする。

第十八条の二 相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血族へその者又はその直系卑属が相続開始前に死亡し、又は相続権を失つたため相続人となつたその者の直系卑属を含む。及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る相続税は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した金額にその百分の二十に相当する金額を加算した金額（当該金額がその者に係る相続税の課税価格に相当する金額に百分の七十の割合を乗じて算出した金額をこえる場合には、当該割合を乗じて算出した金額）とする。

第十九条の見出し中「二年」を「三年」に改め、同条第一項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に、「二年」を「三年」に改め、「ものに限る。」の下に「以下本条」を加え、「前二条」を「第二十一条の六」を「第二十一条の六」に改め、並びに第五十二条第二項第二号及び第三項第二号において同じ。

めくれず

第十八条の二 相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血族（その者又はその直系卑属が相続開始前に死亡し、又は相続権を失つたため相続人となつたその者の直系卑属を含む。）及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る相続（前条の規定にかかるらず、同条の規定により算出した金額にその百分の二十に相当する金額を加算した金額）へ当該金額がその者に係る相続税の課税価格に相当する金額に百分の七十の割合を乗じて算出した金額をこえる場合には、当該割合を乗じて

により、課する。

第十九条の見出し中「二年」を「三年」に改め、同条第一工相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に、「二年」を「三年」に改め、「ものに限る。」
八条並びに第五十一条第二項第二号及び第三項第二号において同じ。」
を加え、「前二条」^{かうじゆじよ}に、「第二十一条の六」を「第二

第十八条の二 相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血族へその者又はその直系卑属が相続開始前に死亡し、又は相続権を失つたため相続人となつたその者の直系卑属を含む。」及び配偶者以外の者である場合においては、その者に「^{第十七条第一項の規定にかかる}金額を加算した金額にその百分の二十に相当する金額を計算した金額へ当該金額がその者に係る相続税の課税価格に相当する金額に百分の七十の割合を乗じて算出した金額をこえる場合には、当該割合を乗じて

により、課する。

第十九条の見出し中「二年」を「三年」に改め、同条第一「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に、「二年」を「三年」に改め、「ものに限る。」^{第二十一条の六、第二十二}八条並びに第五十一条第二項第二号及び第三項第二号において同じ。」^{から二十一}を加え、「前二条」^{から二十一}に、「第二十一条の六」を「第二

十一条の七」に改め、「（以下本条において「贈与税相当額」という。）」を削り、^{（その旨）}税を削り、同条の次に次の二条を加える。

（配偶者控除）

第十九条の二 被相続人の配偶者が当該被相続人からの相続又は遺贈に因り財産を取得した場合においては、当該配偶者については、
第十五条 第十八条及び前条の規定により算出した金額からその三分の一に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。ただし、その控除すべき金額が、当該被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額へ当該合計額が三千万円をこえる場合に、三千万円）からこれらの者の、^{（遺産に係る基礎控除額）}の規定を控除した金額をその者が民法第九百条、^{（）}の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその取得金額へ当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人がその者

「第十一條の七」に改め、「（以下本条において「贈与税相当額」といふ。）」同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加る。

（配偶者控除）

第十九條の二 被相続人の配偶者が当該被相続人からの相続又は遺贈に因り財産を取得した場合においては、当該配偶者については、第十五名 第十八ヶへび前条の規定により算出した金額からその三分の一に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。ただし、その控除すべき金額が、当該被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額（当該合計額が三千万円をこえる場合は、三千万円）からこれらを控除した金額をその者が

（係る遺産に係る基礎控除額）及び第九百一条の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその取得金額（当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人がその者

十一條の七」に改め、「一へ以下本条において「贈与税相当額」という。」^{（改正）}同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加る。

（配偶者控除）

第十九条の二 被相続人の配偶者が当該被相続人からの相続又は遺贈に因り財産を取得した場合においては、当該配偶者については、
第十五各条 第十八ヶヘビ前条の規定により算出した金額からその三分の一に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。ただし、その控除すべき金額が、当該被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額へ当該合計額が三千万円をこえる場合は、三千万円）

を控除した金額をその者が、
による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその取得金額（当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人がその者

非課税限度額に相当する金額

及び第九百一条の規定

のみである場合には、当該控除した金額)について第十六条の規定をもと算出した金額、の三分の一に相当する金額をとえる場合においては、そのこえる部分の金額は、当該控除をしない(未成年者控除)

第十九条の三 相続又は遺贈に因り財産を取得した者へ第一条第二号の規定に該当する者を除く。が当該相続又は遺贈に係る被相続人の第十五条第二項に規定する相続人に該当し、かつ、二十歳未満の者である場合においては、その者については、同一条から前条までの規定により算出した金額から一万円にその者が二十歳に達するまでの年数へ当該年数が一年未満であるときは、これに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2 前項の規定により控除を受けることができる金額がその控除を

のみである場合には、当該控除した金額)について第十六条の規定に依り算出し、(合計額の三分の一に相当する金額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額は、当該控除をしない。

(未成年者控除)

第十九条の三相続又は遺贈に因り財産を取得した者(第一条第二号の規定に該当する者を除く。)が当該相続又は遺贈に係る被相続人の第十五条第二項に規定する相続人に該当し、かつ、二十歳未満の者である場合においては、その者について(第十七条から前条までの規定により算出した金額から一万円にその者が二十歳に達するまでの年数へ当該年数が一年未満であるとき又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。)を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2 前項の規定により控除を受けることができる金額がその控除を

受けける者について第十五条から前条までの規定により算出した金額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額は、政令で定めるところにより、その控除を受ける者の扶養義務者が同項の被相続人から相続又は遺贈に因り取得した財産について第十五条から前条までの規定により算出した金額から控除し、その控除後の金額をもつて、当該扶養義務者の納付すべき相続税額とする。

3 第一項の規定に該当する者がその者又はその扶養義務者について既に前二項の規定による控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者がこれらの規定による控除を受けることができる金額は、既に控除を受けた金額の合計額が第一項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈これららの規定による控除を受けることができる金額（二回以上に因り財産を取得した際に第一項の規定による控除を受けることができる金額）に満たなかつた場合におけるその満たなかつた部

受けける者について第十五条から前条までの規定により算出した金額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額は、政令で定めるところにより、その控除を受ける者の扶養義務者が同項の被相続人から相続又は遺贈に因り取得した財産について第十五条から前条までの規定により算出した金額から控除し、その控除後の金額をもつて、当該扶養義務者の納付すべき相続税額とする。

3 第一項の規定に該当する者がその者又はその扶養義務者について既に前二項の規定による控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者がこれらの規定による控除を受けることができる金額は、既に控除を受けた金額の合計額が第一項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈これららの規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈に因り財産を取得した際に第一項の規定による控除を受けることができる金額）に満たなかつた場合におけるその満たなかつた部

分の金額の範囲内に限る。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「相続に因り財産を取得した場合」を「相続（被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下本条において同じ。）に因り財産を取得した場合」に、「その者について前二条の規定により算出した相続税額」を「第十五条规定までの規定により算出した金額」に改め、「第一号」の下に「及び左の各号」を加え、「左の各号」を「相当する金額に次り各号」に、「に相当する税額を控除し、その控除後の税額」を「を控除した金額」に改め、同項第一号中「相続人及び受遺者（包括受遺者を除く。以下同じ。）の全員が相続又は遺贈」を「相続又は遺贈（被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。以下次号において同じ。）に因り財産を取得したすべての者がこれらの事由」に改め、「又は贈与税」を削り、同項第二号中「相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈」を「相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者がこれらの

分の金額の範囲内に限る。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「相続に因り財産を取得した場合」を「相続（被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下本条において同じ。）に因り財産を取得した場合」に、「その者について前二条の規定により算出した相続税額」を「第十五條から前条までの規定により算出した金額」に改め、「第一号」の下に「及び次項」を加え、「左の各号」を「相当する金額に次の各号」に、「相続する税額を控除し、その控除後の税額」を「控除した金額」に改め、同項第一号中「相続人及び受遺者（包括受遺者を除く。以下同じ。）の全員が相続又は遺贈」を「相続又は遺贈（被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。以下次号において同じ。）に因り財産を取得したすべての者がこれらの事由」に改め、「又は贈与税」を削り、同項第二号中「相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈」を「相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者がこれらの

事由」に改め、「又は贈与税」を削り、同条第三項を削る。
第二十一条第一項中「相続（第二十一条の二）」「相続又は遺贈（第二十一条の二）」に、「その者について前三条の規定により算出した相続税額からその課せられた税額を控除し、その控除後の税額を「第十五条から前条までの規定により算出した金額からその課せられた税額に相当する金額を控除した金額」に、「税額が、その者について前三条の規定により算出した相続税額」を「金額が、その者についてこれらの規定により算出した金額」に改め、「当該相続」の下に「又は遺贈」を加え、「に相当する税額」を削り、同条第二項を削る。

第二十一条の二第一項から第三項まで中「又は遺贈」を削り、「これらのこと由」を「贈与」に改め、同条第四項中「相続人が」を「相続又は遺贈に因り財産を取得した者が」に改め、「第一項」を削る。
第二十一条の三第一項第三号中「又は遺贈」を削る。

第二十一条の四中「十万円」を「二十万円」に改める。

「二十万円以下の金額

百分の十五

二十万円をこえる金額

百分の二十

五十万円をこえる金額

百分の二十五

百万円をこえる金額

百分の三十

二百万円をこえる金額

百分の三十五

四百万円をこえる金額

百分の四十五

七百万円をこえる金額

百分の五十五

一千五百万円をこえる金額

百分の五十五

二千万円をこえる金額

百分の六十一

百分の二十一

百分の二十五

「三十万円以下の金額
三十万円をこえる金額
五十万円をこえる金額

七十万円をこえる金額	百分の三十五
百万円をこえる金額	百分の三十五
百五十万円をこえる金額	百分の四十

百分の三十五
百分の四十

に改め

2

二百万円をこえる金額	百分の四十五
三百万円をこえる金額	百分の五十
五百万円をこえる金額	百分の五十五
七百万円をこえる金額	百分の六十
千万円をこえる金額	百分の六十五

七十万円をこえる金額 百分の三十
百万円をこえる金額 百分の三十五

百五十万円をこえる金額 百分の四十

二百萬円をこえる金額 百分の四十五

に改める。

三百萬円をこえる金額 百分の五十

五百万円をこえる金額 百分の五十五

七百万円をこえる金額 百分の六十五

一千万円をこえる金額 百分の六十

百分の六十五

第二十一条の六第一項中「又は遺贈」を削り、「その者について前条の規定により算出した贈与税額からその課せられた税額を控除し、その控除後の税額」を「前二条の規定により算出した金額からの課せられた税額に相当する金額を控除した金額」に、「税額が、その者について前条の規定により算出した贈与税額」を「金額が、その者についてこれらの規定により算出した金額」に改め、「に相

当する税額」を削り、同条第二項を削り、第二章は第二十一条の七とし、第二十二条の五の次に次の二条を加える。

(三年以内に同一人から贈与があつた場合の贈与税額)

第二十一条の六 その年ににおいて贈与に因り同一の贈与者から十万円をこえる価額の財産その取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算て当該贈与者から贈与に因り十万円をこえる価額の財産を取得したことがある場合には、その者に係る贈与税は、前条の規定にかかわらず、その年ににおいて贈与に因り取得したすべての財産の価額の合計額につき前二条の規定により算出した金額と第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該贈与者が二人以上ある場合には、これらの者につきそれぞれ第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額)との合計額により、課する。

一 その年以前三年以内の各年ににおいて当該贈与者から贈与に因

当する税額」を削り、同条第二項を削り、^{上半第二}第二十一条の七とし、第二十一条の五の次に次の一条を加える。

(三年以内に同一人かに贈与かおこなった場合の贈与税額)

（に附る以下本条において同じ。）を取得した者がその前年又は前前年において当該贈与者から贈与に因り十万円を超える価額の財産を取得したことがある場合には、その者に係る贈与税は、前条の規定にかかわらず、その年において贈与に因り取得したすべての財産の価額の合計額につき前二条の規定により算出した金額と第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額へ当該贈与者が二人以上ある場合には、これらの者につきそれぞれ第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額との合計額により、課する。

一
百四年前三年以内、各年に就いて、当該贈与者から贈与に因

当する税額」を削り、同条第二項を第二節中同条を第二十一条の七とし、第二十一条の五の次に次の二条を加える。

(三年以内に同一人から贈与があつた場合の贈与税額)

第二十一条の六 その年において贈与に因り同一の贈与者から十萬円に及ぶものに限る。以千本余において同じ。を取得した者がその前年又は前前年において当該贈与者から贈与に因り一萬円をこえる価額の財産を取得したことがある場合には、その者に係る贈与税は、前条の規定にかかわらず、その年において贈与に因り取得したすべての財産の価額の合計額につき前二条の規定により算出した金額と第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該贈与者が二人以上ある場合には、これらの者につきそれぞれ第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額)との合計額により、課する。

一 その年以前三年以内の各年において当該贈与者から贈与に因

り取得した財産の価額のうちそれぞれ十万円をこえる部分の合計額を前条に規定する課税價格とみなし、同条の規定を適用して算出した金額

二 イ及びロに掲げる金額の合計額（当該合計額が第一号に掲げる金額をこえる場合には、当該金額）

イ その年の前年又は前前年において当該贈与者から贈与により取得した財産の価額が当該各年ににおいて贈与に因り取得したすべての財産の価額の合計額のうちに占める割合をそれぞれ当該各年分の贈与税の税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額を除く。）に乗じて算出した金額の合計額

ロ その年において当該贈与者から贈与に因り取得した財産の価額が同年において贈与に因り取得したすべての財産の価額の合計額のうちに占める割合を当該合計額につき前二条の規

定を適用して算出した金額に乘じて算出した金額

第二十四条第二項中「若しくは第二項」を削る。

第二十六条の二中「相続」の下に「又は遺贈（包括遺贈及び被相

続人からの相続人にに対する遺贈に限る。）」を加える。

第二十七条第一項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に、
「相続税の課税価格（第十九条第一項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により相続税の課税価格とみなされた金額）と
第十五条及び第十六条の規定により控除を受ける金額との合計額が五十万円をこえるときは、当該」を「その被相続人からこれらの事由に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用がある場合には、^のの条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額）の合計額が遺贈に係る基礎控除額をこえる場合において、その者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用の適用

定を適用して算出した金額に乘じて算出した金額

第二十四条第二項中「若しくは第二項」を削る。

第二十六条の二中「相続」の下に「又は遺贈（包括遺贈及び被相

続人からの相続人にに対する遺贈に限る）」

「百分の八十

第二十七条第一項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に、
「相続税の課税価格（第十九条第一項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により相続税の課税価格とみなされた金額）と
第五十五条及び第五十六条の規定により控除を受ける金額との合計額が五十万円をこえるときは、当該」を「その被相続人からこれらの事由に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額）の合計額（遺贈税限度額をこえる場合において、その者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用

がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額)がその取得財産に係る基準控除をこえ、かつ、当該課税価格に係る第十九条から第二十一条までの規定による相続税額があるときは、その」に改め、同条第二項中「相続人」の下に「(包括受遺者を含む。以下第五項、第三十条第一項、第三十一条第三項、第三十三条第四項及び第五十一条第一項から第三項までにおいて同じ。)」を加え、同条第四項中「相続人又は受遺者が相続又は遺贈」を「相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者がこれらの事由」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した者又はその者の相続人で第一項又は第二項(次条第二項において準ずる)を提出すべきものが二人以上ある場合において、当該申告書の提出先の税務署長が同一であるときは、これらの者は、政令で定める書を共同し

めくれず

がある場合に、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額)がその取得者(分譲税陽度額をこえ、かつ、当該課税価格に保る第十五条から第二十一条までの規定による相続税額があるときは、その)に改め、同条第二項中「相続人」の下に「(包括受遺者を含む。以下第五項、第三十条第一項、第三十一条第三項、第三十三条第四項及び第五十一条第一項から第三項までにおいて同じ。)」を加え、同条第四項中「相続人又は受遺者が相続又は遺贈」を「相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者がこれらの事由」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

8 同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した者又はその者の相続人で~~使用する場合を含む。~~の規定による申告書を提出すべきものが二人以上ある場合において、当該申告書の提出先の税務署長が同一であるときは、これらの者~~の申告書~~の申告書を共同し

めくれず

裏面白紙

大蔵省

298

がある場合によ、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額)がその取得形態(譲り受け方)による課税額をこえ、かつ、当該課税価格に係る第十五条から第二十一条までの規定による相続税額があるときは、その」に改め、同条第二項中「相続人」の下に「(包括受遺者を含む。以下第五項、第三十条第一項、第三十一条第三項、第三十三条第四項及び第五十一条第一項から第三項までにおいて同じ。)」を加え、同条第四項中「相続人又は受遺者が相続又は遺贈」を「相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者がこれらの事由」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した者又はその者の相続人で~~用する場合を含む。~~規定による申告書を提出すべきものが二人以上ある場合において、当該申告書の提出先の機関署名が同一であるときは、これ~~に~~に~~より~~当該申告書を共同し

て提出することができる。

第二十八条第一項中「贈与又は遺贈に因り財産を取得した者は、贈与税の課税価格が十万円をこえるときは、第二項の規定に該当する場合を除く外、当該贈与又は遺贈に因り財産を取得した年」を「贈与に因り財産を取得した者は、その年分の贈与税の課税価格に係る第二十一条の四から第二十一条の七までの規定による贈与税額があるときは、その年」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第一号中「之は遺贈」を削り、

「合計

額が十万円をこえる場合」を「合計額につき、
第二十一条の四から第二十一条の七までの規定を適用した場合において、贈与税額を
同項を同条第二項とし、同条第四項中「若しくは第二項」を削り、
同項を同条第三項とし、同条第五項中「第五項」を「第六項」に改め、「若しくは第二項」を削り、「第三項」を「第二項」に改め、同

て提出することができる。

第二十八条第一項中「贈与又は遺贈に因り財産を取得した者は、贈与税の課税価格が十万円を超えるときは、第二項の規定に該当する場合を除く外、当該贈与又は遺贈に因り財産を取得した年」を「贈与に因り財産を取得した者は、その年分の贈与税の課税価格に係る第二十一条の四から第二十一条の七までの規定による贈与税額があるときは、その年」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第一号「がその年一月一日から死亡の日までに贈与又は遺贈に因り取得した財産の価額のうち贈与税の課税価格に算入される部分の合計のその年分の贈与税の課税価格に

「贈与税額が異なることとなるときは」

ある場合」に改め、同項第二号中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「若しくは第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第五項」を「第六項」に改め、「若しくは第二項」を削り、「第三項」を「第二項」に改め、同

項を同条第四項とする。

第三十条第一項中「第三項」を「第二項」に、「(この申告書)」を「相続税に係る期限内申告書の提出期限後において第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由が生じたため新たに三十五条第一項、第三項若しくは第六項」に改め、同項第一号中「当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に並てなされかつたこと」を「、その後当該財産の分割が行われ、相続人又は受遺者が当該分割に因り取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつたこと」に改め、同項第二号中「若しくは」を「又は」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「放棄の取消」の下に「その他の事由」を加え、同項第四号を同項第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があつたこと

めくれず

項を同条第四項とする。

を「相続税に係る期限内申告書の提出期限後において第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由が生じたため新たに第二十
くは第六項」を加え、「第三十五条第一項若しくは第三項」を「第
三十五条第一項、第三項若しくは第六項」に改め、同項第一号中「当
該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなか
つたこと」を「、その後当該財産の分割が行われ、
続人又は遺
者が当該分割に因り取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は
包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた
こと」に改め、同項第二号中「若しくは」を「又は」に、「又は同
法」を「、同法」に改め、「放棄の取消」の下に「その他の事由」
を加え、同項第四号を同項第五号とし、三号の次に次の一号を加
える。

四 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があつたこと

二項第一号から第四号までに規定する事由が生じたため新たに第二十

七条第一項に規定する事由に該当することとなつた者についても、
また同様とする。〔これらの申告書〕に改める。

第三十二条第二項各号列記以外の部分中「第二項」の下に「若し
くは第六項」を加え、「第三十五条第一項若しくは第三項」を「第
三十五条第一項、第三項若しくは第六項」に改め、同項第一号中「當
該財産の分割が當該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなか
つたこと」を「、その後當該財産の分割が行われ、
続人又は~~又~~遺
者~~者が~~當該分割に因り取得した財産に係る課税価格が當該相続分又は
包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた
こと」に改め、同項第二号中「若しくは」を「又は」に、「又は同
法」を「、同法」に改め、「放棄の取消」の下に「その他の事由」
を加え、同項第四号を同項第五号とし、三号の次に次の一号を加
える。

四 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があつたこと

第三十二条第七項中「第三項及び第四項」を「第二項及び第三項」に改める。

第三十三条第四項中「第三項」を「第二項」に、「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改める。

第三十四条第一項中「相続人又は受遺者が二人以上ある場合においては、これらの者」を「同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者」に、「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改め、「又はその遺贈に因り財産を取得した年分の贈与税額に当該財産の価額が当該贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する贈与税」を削り、同条第二項中「相続人又は受遺者が二人以上ある場合においては、これらの者」を「同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者」に、「被相続人又は遺贈者」を「当該被相続人」に改める。

第三十五条第二項に後段として次のように加える。

第三十条第一項後段の規定に該当する者が申告書を提出してい
相続人」を「同条第一項に規定する者の被相続人」に改め、同項第
二号を削り、同項第三号中「第三項」を「第二項」に改め、同号を
同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 第二十八条第二項第二号に規定する事由に該当する場合にお
いて、同号に規定する申告書の提出期限を経過したとき・
第三十五条に次の一項を加える。

6 税務署長は、第三十二条第二項第一号から第四号までの規定に
よる更正の請求に基き第一項又は第三項の規定による更正をした
場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈に
因り財産を取得した他の者につき次に掲げる事由があるときは、
当該事由に基き、その者に係る課税価格又は相続税額を更正し、
又は決定する。

ない場合においても、また同様とする。

第三十五条第四項中「前三項の規定」を「これらの規定」に改め、同条第五項各号別記「又は第二項」を加え、「被相続人」を「同条第一項に規定する者の被相続人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三項」を「第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 第二十八条第二項第二号に規定する事由に該当する場合において、同号に規定する申告書の提出期限を経過したとき。

第三十五条に次の一項を加える。

6 税務署長は、第三十二条第二項第一号から第四号までの規定による更正の請求に基き第一項又は第三項の規定による更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者につき次に掲げる事由があるときは、当該事由に基き、その者に係る課税価格又は相続税額を更正し、又は決定する。

ない場合においても、また同様とする。

第三十五条第四項中「前三項の規定」を「これらの規定」に改め、「^{レーベル第4行の下に}第一項」の下に「又は第二項」を加え、「被相続人」を「同条第一項に規定する者の被相続人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三項」を「第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 第二十八条第二項第二号に規定する事由に該当する場合において、同号に規定する申告書の提出期限を経過したとき。

第三十五条に次の二項を加える。

6 税務署長は、第三十二条第二項第一号から第四号までの規定による更正の請求に基き第一項又は第三項の規定による更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者につき次に掲げる事由があるときは、当該事由に基き、その者に係る課税価格又は相続税額を更正し、又は決定する。

ない場合においても、また同様とする。

第三十五条第四項中「前三項の規定」を「これらの規定」に改め、「第一号中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「被相続人」を「同条第一項に規定する者の被相続人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三項」を「第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 第二十八条第二項第二号に規定する事由に該当する場合において、同号に規定する申告書の提出期限を経過したとき。

第三十五条に次の二項を加える。

6 税務署長は、第三十二条第二項第一号から第四号までの規定による更正の請求に基き第一項又は第三項の規定による更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者につき次に掲げる事由があるときは、当該事由に基き、その者に係る課税価格又は相続税額を更正し、又は決定する。

- 一 当該他の者が第二十七条、第三十条若しくは第三十一条の規定による申告書を提出し、又は第二項若しくは本項の規定による決定を受けた者である場合において、当該申告又は決定に係る課税価格又は相続税額（当該申告又は決定があつた後修正申告書の提出又は第一項、第三項若しくは本項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格又は相続税額）が当該請求に基く更正の基団となつた事実を基礎として計算した場合におけるその者に係る課税価格又は相続税額と異なることとなること。
- 二 当該他の者が前号に規定する者以外の者である場合において、その者につき同号に規定する事実を基礎としてその課税価格及び相続税額を計算することにより、その者が新たに相続税を納付すべきこととなること。

- 一 当該他の者が第二十七条、第三十条若しくは第三十一条の規定による申告書を提出し、又は第二項若しくは本項の規定による決定を受けた者である場合において、当該申告又は決定に係る課税価格又は相続税額へ当該申告又は決定があつた後修正申告書の提出又は第一項、第三項若しくは本項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格又は相続税額が当該請求に基く更正の基団となつた事実を基礎として計算した場合におけるその者に係る課税価格又は相続税額と異なることとなること。
- 二 当該他の者が前号に規定する者以外の者である場合において、その者につき同号に規定する事実（一該他の者に係る課税価格及び相続税額を計算することにより、その者が新たに相続税を納付すべきこととなること）。

第三十五条の二第一項中「前条」の下に「第一項又は第三項」を
加え、「へ第五十五条但書の場合における更正については、同条但
書に規定する財産の分割があつた日の翌日から四月を経過した日」
を削る。

第三十八条第一項中「一万円を」を「三万円を」に、「相続に因
り」を「相続又は遺贈に因り」に、「五万円」を「十五万円」に、
「十万円」を「三十万円」に、「(当該税額に一万円未満の端数が
あるときは、これを一万円として計算した金額)」を「一万円で除して
得た数」を「を三万円で除して得た数(その数に一未満の端数があ
るときは、これを一とする。)」に改め、同条第二項中「一万円」
を「三万円」に改め、同条第三項中「一万円」を「三万円」に改め、
同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同
項を同条第四項とする。

第三十九条第二項中「、第二項及び第四項」を「及び第二項」に、

「第五項」を「第四項」に改め、同条第四項中「及び第四項」を削る。

第四十条第五項中「（当該税額に係る利子税額を含む。）」を〔第二項又は前条第七項の規定により延納の許可を取り消されたため一時に徵収されるもの及びこれらの税額に係る利子税額を含む。以下本項において同じ。〕に、「（利子税額、延滞加算税額及び公売の費用を含む。以下本項において同じ。）」を「並びに当該税額に係る延滞加算税額及び公売の費用（以下本項において「延納税額等」という。）」に、「延納税額を」を「延納税額等を」に、「延納税額に」を「延納税額等に」に改め、同条に次の一項を加える。

6 国税徵収法第七条ノ四第四項の規定は、第三十八条第一項若しくは第三項又は前条第八項の規定により提供された担保物について準用する。

第四十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定」を「前

項の規定」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十九条を次のように改める。

(申告書の公示)

第四十九条 税務署長は、相続税又は贈与税に係る申告書の提出があつた場合において、次に掲げる場合(贈与税に係る申告書については、第一号に掲げる場合に限る。)に該当するときは、当該申告書の提出があつた日から四月以内に、当該申告書の記載に従い、その者の氏名、納税地及び課税価格を少くとも一月間公示しなければならない。

- 一 当該申告書に記載された課税価格が千、万円をこえる場合
- 二 当該申告書に添附された第二十七条第四項に規定する明細書に記載された被相続人の死亡の時にかかる財産の価額(債務の金額がある場合には、当該金額を控除した金額)が三千万円を

（当該財産により取得した財産を含む。）
削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十九条を次のように改める。

（申告書の公示）

第四十九条 税務署長は、相続税又は贈与税に係る申告書の提出があつた場合において、次に掲げる場合（贈与税に係る申告書については、第一号に掲げる場合に限る。）に該当するときは、当該申告書の提出があつた日から四月以内に、当該申告書の記載に従い、その者の氏名、納稅地及び課税価格を少くとも一月間公示しなければならない。

- 一 当該申告書に記載された課税価格が一百万円を超える場合
- 二 当該申告書に添附された第二十七条第四項に規定する明細書に記載された被相続人の死亡の時ににおける財産の価額（債務の金額がある場合には、当該金額を控除した金額）が三千万円を

こえる場合

第五十一条第一項各号列記以外の部分中「第五十二条」を「次条に改め、同項第一号中「第三項」を「第二項第二号に掲げる場合について同項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項第三号中「当該一年を経過した日から修正申告書の」を「詐偽その他不正の行為により相続税又は贈与税を免かれた者が税務署長の調査により第三十五条の規定による更正があることを予知してこれを提出した場合を除くほか、当該一年を経過した日からその」に改め、同条第二項第一号中「第三項」を「第二項第二項に掲げる者若しくは第二項」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「第五十五条の規定により分割されていない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として申告書を提出したとき

こえる場合

第五十一条第一項各号列記以外の部分中「第五十二条」を「次条に改め、同項第一号中「第三項」を「第二項第二号に掲げる場合について同項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項第三号中「当該一年を経過した日から修正申告書の」を「詐偽その他不正の行為により相続税又は贈与税を免かれた者が税務署長の調査により第三十五条の規定による更正があることを予知してこれを提出した場合を除くほか、当該一年を経過した日からその」に改め、同条第二項第一号中「第三項」を「第一に掲げた場合に」「若しくは第二項」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「第五十五条の規定により分割されていない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として申告書を提出したとき

こえる場合

第五十一条第一項各号列記以外の部分中「第五十二条」を「次塗に改め、同項第一号中「第三項」を「第二項第二号に掲げる場合について同項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項第三号中「当該一年を経過した日から修正申告書の」を「詐偽その他不正の行為により相続税又は贈与税を免かれた者が税務署長の調査により第三十五条の規定による更正があることを予知してこれを提出した場合を除くほか、当該一年を経過した日からその」に改め、同条第二項第一号中「第三項」（合にいひて同項）に改め、「若しくは第二項」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「第五十五条の規定により分割されていない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として申告書を提出したとき

は、当該分割があつた日の翌日から四月を経過した日」を「相続若しくは遺贈に因り財産を取得した者が、期限内申告書の提出期限後に、その被相続人からこれら的事由に因り財産を取得した他の者が相続開始前三年以内に当該被相続人から贈与に因り取得した財産で相続税の計算の基礎とされていなかつたものがあることを知つたため期限後申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由が生じたため期限後申告書若しくは修正申告書を提出した場合においては、これらの申告書を提出した日の翌日」に改め、「へ以下本号において「起算日」という。」

（及び）

「へ修正申告書が起算日の翌日から一年を経過した日の後に提出された場合においては、当該一年を経過した日から修正申告書の提出の日までの日数を控除した日数」を削り、同号を同項第二号とし、同条第三項各号例記以外の部分中「第五十二条」を「次条」に改め、「納期限」の下に「へ第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由に因る第三十五条第一項若しくは第三項の規定による更正若しくは同条第二項後段の規定による決定又は同条第六項の規定による更正若しくは決定に係る追徴税額については、当該追徴税額に係る第三十七条の規定による納期限」

は、当該分割があつた日の翌日から四月を経過した日」を「相続若しくは遺贈に因り財産を取得した者が、期限内申告書の提出期限後相続開始前三年以内に当該被相続人から贈与に因り取得した財産で相続税の計算の基礎とされていなかつたものがあることを知つたため期限後申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由が生じたため期限後申告書若しくは修正申告書を提出した場合においては、これらの申告書を提出した日の翌日」に改め、「へ以下本号において「起算日」に改め、「へ修正申告書が」を「これらの申告書が」に

前記、「修正申告書が」を「これらの申告書が」に

提出された場合においては、当該一年を経過した日から修正申告書の提出の日までの日数を控除した日数」を前記、同号を同項第二号とし、同条第三項各号列記以外の部分中「第五十二条」を「次条に改め、「納期限」の下に「(第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由に因る第三十五条第一項若しくは第三項の規定による更正若しくは同条第二項後段の規定による決定又は同条第六項の規定による更正若しくは決定に係る追徴税額については、当該追徴税額に係る第三十七条の規定による

を加え、「更正に係る」を「第三十五条第一項又は第三項の規定による更正に係る」に改め、同項第一号中「第三項」を「第二項第二号に掲げる場合について同項」に改め、「若しくは第二項」を削り、「第三十五条」の下に「第一項、第二項前段、」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「第五十五条の規定により分割されていな財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として第三十五条の規定による更正又は決定があつたときは、当該分割があつた日の翌日から四月を経過した日」を「相続又は遺贈に因り財産を取得した者について、その被相続人からこれらの事由に因り財産を取得した他の者が相続開始前三年以内に当該被相続人から贈与に因り取得した財産で相続税の計算の基礎に算入されていなかつたものを当該計算の基礎に算入するこ

めくれず

を加え、「更正に係る」を「第三十五条第一項又は第三項の規定による更正に係る」に改め、同項第一号中「第三項」を「第二項第二号に掲げる場合について同項」に改め、「若しくは第二項」を削り、「第三十五条」の下に「又は第三項」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「第五十五条の規定により分割されていな
い財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として第三十五条の規定による更正又は決定があつたときは、当該分割があつた日の翌日から四月を経過した日」を「相続又は遺贈に因り財産を取得した他の者が相続開始前三年以内に当該被相続人から贈与に因り取得した財産で相続税の計算の基礎に算入されていなかつたものを当該計算の基礎に算入するこ

を加え、「更正に係る」を「第三十五条第一項又は第三項の規定による更正に係る」に改め、同項第一号中「第三項」を「第二項第二号に掲げる場合について同項」に改め、「若しくは第二項」を削り、「第三十五条」の下に「^又第三項」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「第五十五条の規定により分割されていない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として第三十五条の規定による更正又は決定があつたときは、当該分割があつた日の翌日から四月を経過した日」を「相続又は遺贈に因り財産を取得した者が相続開始前三年以内に当該被相続人から贈与に因り取得した財産で相続税の計算の基礎に算入されていなかつたものを当該計算の基礎に算入するこ

とにより第三十五条第一項、^{第二項}、^{第三項}の規定による更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る第三十六条第一項の規定による通知をした日の翌日」に改め、「(以下本号において「起算日」という。)及び「(当該追徴税額が更正に係るものである場合において、当該更正の通知が起算日から一年を経過した日の後になされたときは、当該更正が詐偽その他不正の行為により相続税を免れた者についてなされたものである場合を除く外、当該一年を経過した日から当該更正の通知がなされた日までの日数を控除した日数)」を削り、同号を同項第二号とする。

第五十二条第一項第一号イ中「(前条第二項第二号若しくは第三号又は同条第三項第二号若しくは第三号の規定に該当する場合において、当該各号に規定する起算日前に当該各号に規定する事由による申告書の提出、更正又は決定があつたときは、当該起算日)」を^(二)前条第二項第二号の規定に該当する場合には、同号に規定する申

とにより第三十五条第一項
原へい後三項、の規定による更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る第三十六条第一項の規定による通知をした日の翌日」に改め、「(以下本号において「起算日」という。)及び「(当該追徴税額が更正に係るものである場合において、当該更正の通知が起算日から一年を経過した日の後になされたときは、当該更正が詐偽その他不正の行為により相続税を免れた者についてなされたものである場合を除く外、当該一年を経過した日から当該更正の通知がなされた日までの日数を控除した日数)」を削り、同号を同項第二号とする。

第五十二条第一項第一号イ中「(前条第二項第二号若しくは第三号又は同条第三項第二号若しくは第三号の規定に該当する場合において、当該各号に規定する起算日前に当該各号に規定する事由による申告書の提出、更正又は決定があつたときは、当該起算日)」を(前条第二項第二号の規定に該当する場合には、同号に規定する申

とにより第三十五条第一項「前後又は第三項「その規定による更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る第三十六条第一項の規定による通知をした日の翌日」に改め、「（以下本号において「起算日」という。）及び「（当該追徴税額が更正に係るものである場合において、当該更正の通知が起算日から一年を経過した日の後になされたときは、当該更正が偽偽その他不正の行為により相続税を免れた者についてなされたものである場合を除く外、当該一年を経過した日から当該更正の通知がなされた日までの日数を控除した日数）」を削り、同号を同項第二号とする。

第五十二条第一項第一号イ中「（前条第二項第二号若しくは第三号又は同条第三項第二号若しくは第三号の規定に該当する場合において、当該各号に規定する起算日前に当該各号に規定する事由による申告書の提出、更正又は決定があつたときは、当該起算日）」を

（前条第二項第二号の規定に該当する場合には、同号に規定する申

告書を提出した日とし、同条第三項第二号の規定に該当する場合は、同号に規定する第三十六条第一項の規定による通知をした日とする。」に改め、同号ロ中「規定する納期限」の下に「前条第二項第二号の規定に該当する場合には、同号に規定する申告書を提出した日」とし、同条第三項第二号の規定に該当する場合には、同号に規定する第三十六条第一項の規定による通知をした日とする。」を加え、同号ハ中「第二号若しくは第三号」を「第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 延納の許可を受けた相続税額の計算の基礎となつた財産の価額のうちに占める立木の価額の割合が政令で定める割合をこえる場合においては、当該延納税額のうち立木の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額

告書を提出した日とし、同条第三項第二号の規定に該当する場合は、同号に規定する第三十六条第一項の規定による通知をした日とする。」に改め、同号文中「規定する納期限」の下に「前条第二項第二号の規定に該当する場合には、同号に規定する申告書を提出した日とし、同条第三項第二号の規定に該当する場合には、同号に規定する第三十六条第一項の規定による通知をした日とする。」

同条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 延納の許可を受けた相続税額の計算の基礎となつた財産の価額のうちに占める立木の価額の割合が政令で定める割合をこえる場合には、当該延納税額のうち立木の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額

についての前条第一項の規定の適用については、同項中「百円につき一日二錢の割合」とあるのは、「百円につき一日一錢五厘の割合」とし、当該延納税額についての同条第五項の規定の適用については、同項中「当該分納税額に達するまでに、当該分納税額とあるのは、「まず分納税額のうち次条、
木の価額に対応する部分以外の部分の税額に達するまでに、当該税額に充てられたものとし、次に当該立木の価額に対応する部分の税額に達するまでは当該税額」とする。

第五十三条第一項中「第三十八条第四項第二号に掲げる者」と「税務署長において期限内申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認める者」に改める。

についての前条第一項の規定の適用については、同項中「百円につき一日二錢の割合」とあるのは、「百円につき一日一錢五厘の割合」とし、当該延納税額についての同条第五項の規定の適用については、同項中「当該分納税額に達するまで、当該分納税額とあるのは、『まず分納税額を五十一条の二に規定する立木の価額に対応する部分以外の部分の税額に達するまで、当該税額に充てられたものとし、次に当該立木の価額に対応する部分の税額に達するまでは当該税額』とする。

第五十三条第一項中「第三十八条第四項第二号に掲げる者」を「税務署長において期限内申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認める者」に改める。

第五十五条 中「相続に因りて、相続してその課税価格を計算するものとする」に、「その分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつた場合」を「当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割に因り取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合」に、「財産を基礎」を「財産に係る課税価格を基礎」に改める。

第五「相続又は遺贈」を「してその課税価格を計算するものとする」に、「その分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつた場合」を「当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割に因り取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合」に、「財産を基礎」を「財産に係る課税価格を基礎」に改める。

めくれず

大蔵省

「人は遺贈に係る課税価格を計算するものとする」に、「その分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつた場合」を「当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割に因り取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合」に、「財産を基礎」を「財産に係る課税価格を基礎」に改める。

めくれず

裏面白紙

大蔵省

v
3/3

「人は忠道者に因るべし」といふなす」をしてその課税価格を計算するものとする」「その分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつた場合」を「当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割に因り取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合」に、「財産を基礎」を「財産に係る課税価格を基礎」に改める。

第六十一条中「相続人又は受遺者」を「当該被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した者」に改める。

第六十五条第一項中「、遺贈若しくは包括遺贈」を「若しくは遺贈」に、「、遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に改める。

第六十六条第一項中「、遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に改め、「又は遺贈」及び「又は遺贈者」を削り、同条第四項中「、遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に、「、遺贈者又は包括遺贈者」を「又は遺贈者」に改める。

附則第三項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改める。

第六十一条中「相続人又は受遺者」を「当該被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した者」に改める。

第六十五条第一項中「、遺贈若しくは包括遺贈」を「若しくは遺贈」に、「、遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に改める。

第六十六条第一項中「、遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に改め、「又は遺贈」及び「又は遺贈者」を削り、同条第四項中「、遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に、「、遺贈者又は包括遺贈者」を「又は遺贈者」に改める。

附則第三項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の相続税法のものを除くほか、昭和三十三年一月一日以後に相続若しくは遺贈、贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下次項(第六項)において同じ。

により取得した財産に係る相続税又は同日以後に贈与(贈与者の

死亡により効力を生ずる、贈与を除く)。

により取得した財産に係る贈与税から適用し、同日前に相続(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む)、取得した財産に係る相続税又は同日前に贈与若しくは遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く)を含む。

この法律の施行後昭和三十五年十二月三十一日までに相続又は遺贈により財産を取得した者についての新法第十九条の規定の適用については、同条中「当該相続の開始前三年以内」とあるのは、昭和三十四年十二月三十一日までに当該財産を取得した者にあつ

めくれず

附 則

大 藏 省

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この規定は、特別の定のあるものを除くほか、昭和三十三年一月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下次項第六項において同じ。）により取得した財産に係る相続税又は同日以後に贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した財産に係る贈与税から適用し、同日前に相続（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下同様）取得した財産に係る相続税又は同日前に贈与若しくは遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。以下同様）を得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行後昭和三十五年十二月三十一日までに相続又は遺贈により財産を取得した者についての新法第十九条の規定の適用については、同条中「当該相続の開始前三年以内」とあるのは、昭和三十四年十二月三十一日までに当該財産を取得した者にあつ

めくれず

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 特別の定のあるものを除くほか、昭和三十三年一月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下次項及び第七項において同じ。）により取得した財産に係る相続税又は同日以後に贈与（贈与者の死亡により効力を

3 により取得した財産に係る贈与税から適用し、同日前に相続（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈も含めて同じ。）により取得した財産に係る相続税又は同日前に贈与若しくは遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人にに対する遺贈も含めて同じ。）により取得した財産に係る贈与税については、なお從前の例による。

この法律の施行後昭和三十五年十二月三十一日までに相続又は遺贈により財産を取得した者についての新法第十九条の規定の適用については、同条中「当該相続の開始前三年以内」とあるのは、昭和三十四年十二月三十一日までに当該財産を取得した者にあつ

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
この規定の規定の定のあるものを除くほか、昭和三十三年一
月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生す
き贈与を含む。以下次項及び第七項において同じ。）
により取得した財産に係る相続税又は同日以後に贈与（贈与者の
死亡により効力を生す）により取得した財産に係る贈与税から適用し、同日前に相続（包
括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に付いて同じ。）により
取得した財産に係る相続税又は同日前に贈与若しくは遺贈（包括
昭和三十四年十二月三十一日までに当該財産を取得した者にあつ
ては「当該相続の開始前二年以内」と、昭和三十五年中に当該財
産を取得した者にあつては「昭和三十三年一月一日から当該相続
の開始の日まで」とする。

新法第十九条の三第一項の規定に該当する者が昭和三十二年十二月三十一日までに開始した相続により、
取得した財産につき二の改正前の相続税法（以下「旧法」という。）
の規定による未成年者控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者が同条第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、旧法の規定によりその者が未成年者控除を受けることができた金額（二回以上旧法の規定による未成年者控除を受けた場合には、最初に相続により財産を取得した際に未成年者控除を受けることができた金額）から既に旧法の規定による未成年者控除を受けた金額の合計額を控除した金額の百分の五十に相当する金額に達するまでの金額とする。

新法第十九条の三第一項の規定に該当する者が昭和三十二年十二月三十一日までに相続人に対する遺贈を含む。以下この項において同じ。)により取得した財産(律によも改正前の相続税法(以下「旧法」という。)の規定による未成年者控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者が同条第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、旧法の規定によりその者が未成年者控除を受けることができた金額(二回以上旧法の規定による未成年者控除を受けた場合には、最初に相続により財産を取得した際に未成年者控除を受けることができたとする。)から既に旧法の規定による未成年者控除を受けた金額の合計額を控除した金額の百分の五十に相当する金額に達するまでの金額とする。

5 新法第二十一条の六の規定は、昭和三十四年分の贈与税から適用するものとし、同年分の贈与税についての同条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「その年」とあるのは「昭和三十四年」と、「その前年又は前前年」とあるのは「昭和三十三年」と、同条第一号中「その年以前三年以内」とあるのは「昭和三十三年及び昭和三十四年」と、同条第二号イ中「その年の前年又は前前年」とあるのは「昭和三十三年」と、「当該各年」とあるのは「同年」と、「^{それを}当該各年分年」とあるのは「昭和三十四年」とする。

6 昭和三十三年一月一日以後この法律の施行前に相続又は遺贈により財産を取得した者又はその相続人が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「そ

5 新法第二十一条の六の規定は、昭和三十四年の贈与税から適用するものとし、同年分の贈与税についての同条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「その年」とあるのは「昭和三十四年」と、「その前年又は前前年」とあるのは「昭和三十一年」と、同条第一号中「その年以前三年以内」とあるのは「昭和三十三年及び昭和三十四年」と、同条第二号イ中「その年の前年又は前前年」とあるのは「昭和三十三年」と、「当該各年」とある（「とあるのは「同年分」と」）同号ロ中「その年」とあるのは「昭和三十四年」とする。

6 昭和三十三年一月一日以後この法律の施行前に相続又は遺贈により財産を取得した者又はその相続人が当該期間内にその相続の開始があつたことを知った場合において、その者が新法第二十七トによる申告書を提出すべき者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「そ

上記空欄に
番号を記入願
法

の相続の開始があつたことを知つた日の翌日」とあるのは、「相続税法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)の施行の日」とする。

前項に規定する期間内に開始した相続に係る被相続人から相続により財産を取得した者又はその相続人がこの法律の施行の日までに旧法第二十七条の規定による申告書を提出している場合においては、当該申告書は、新法第二十七条の規定による申告書とみなす。この場合において、当該申告書に係る相続税額が当該財産の価額につき新法第二章第一節の規定を適用して算出した相続税額に比し過大となるときは、その者は、この法律の施行の日から六月以内に、新法第三十二条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

前二項の規定は、昭和三十三年一月一日以後この法律の施行前に贈与又は遺贈により財産を取得した者で当該期間内において死亡したものの相続人が当該期間内にその相続の開始があつたことを知り、かつ、その者が

上記空欄に^のの公布
番号を記入願いたい。
法制局第三部

の相続の開始があつたことを知つた日の翌日」とあるのは、「相続税法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)の施行の日」とする。

前項に規定する期間内に開始した相続に係る被相続人から相続により財産を取得した者又はその相続人がこの法律の施行の日までに旧法第二十七条の規定による申告書を提出している場合においては、当該申告書は、新法第二十七条の規定による申告書とみなす。この場合において、当該申告書に係る相続税額が当該財産の価額につき新法第二章第一節の規定を適用して算出した相続税額に比し過大となるときは、その者は、この法律の施行の日から六月以内に、新法第三十二条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

前二項の規定は、昭和三十三年一月一日以後この法律の施行前に贈与^{又は遺贈}により財産を取得した者で当該期間内において死亡したものの相続人が当該期間内にその相続の開始があつたことを知り、かつ、その者が

新法第二十八条第二項において準用する新法第二十七条第二項の規定の適用を受ける者である場合について準用する。この場合において、附則第六項中「同条」とあるのは「^{新法第二項及び第二項}」とあるのは「同項」、^{新法第二項及び第二項}と、前項中「開始した相続に係る被相続人から相続により財産を取得した者又はその者は「贈与又は遺贈により財産を取得した者で当該期間内に死亡したもの相続人」と、「旧法第二十七条」とあるのは「旧法第二十八条第三項において準用する旧法第二十七条第二項」と、「相続税額」とあるのは「贈与税額」とあるのは「^{第十九条第一項第一款}」とあるのは「第十九条第一款」とそれが「相続税額」に替えるものとする。

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「贈与に因り」を「贈与へ相続人にに対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡に因り効力を生ずるものに因り」に改める。

新法第二十八条第二項において準用する新法第二十七条第二項の規定の適用を受ける者である場合について準用する。この場合において、附則第六項中「同条」とあるのは「^{新法第二項及び第二項}」と、^{同法}第二十七条第二項^一と、前項中「開始した相続に係る被相続人から相続により財産を取得した相続人」とは「贈与又は遺贈により財産を取得した者で当該期間内に死亡したもの相続人」と、「旧法第二十七条」とあるのは「旧法第二十八条第三項において準用する旧法第二十七条第二項」と、「相続税額」と「相続税」とあるのは「贈与税」と読み替えるものとする。

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「贈与に因り」を「贈与へ相続人に對する贈与で被相続人たる贈与者の死亡に因り効力を生ずる除むべに因り」に改める。

新法第二十八条第二項において準用する新法第二十七条第二項の規定の適用を受ける者である場合について準用する。この場合において、^{附則第六項・七条第三項の」と、「同条第一項及び第二項」と、^{同条第七項の」と、「同条第一項及び第二項」と、前項中「開始した相続に係る被相続人から相続により財産を取得した者は「贈与又は遺贈により財産を取得した者で当該期間内死亡したもの相続人」と、「旧法第二十七条」とあるのは「旧法第二十八条第三項において準用する旧法第二十七条第二項」と、「相続税額」と読み替えるものとする。}}

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「贈与に因り」を「贈与へ相続人に對する贈与で被相続人たる贈与者の死亡に因り効力を生ずる除し物に因り」に改める。

第十条第四項中「被相続人からの遺贈に因り」を「被相続人からの遺贈人は被用続人たる贈与者とに因り」に、「被相続人から
り効力を生ずる、ものへ、へ、へ、へ、へ、死亡に因
「~~（×）贈与へ相続人たる贈与者~~」に、「贈与に因り」を
因り効力を生ずる、ものを除く。」に因り」に改める。

災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、遺贈又は贈与」を「若しくは遺贈へ贈与者の死亡に因り効力を生ずる、贈与を含む。以下第六条第一項において同じ。」又は贈与へ贈与者の死亡に因り効力を生ずる、贈与を除く。以下第六条第二項において同じ。」に改める。

第六条第一項中「、包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈」を「又は遺贈」に改め、同条第二項中「又は遺贈へ包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を削る。

めくれず

第十条第四項中「被相続人からの遺贈に因り」を「被相続人からの遺贈~~相続人たる贈与者~~の贈与でその死亡に因り効力を生ずるものに因り」に、「贈与に因り」を「は贈与~~相続人たる贈与者~~の贈与でその死亡に因り効力を生ずべきものを除く。」に因り」に改める。

災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「、遺贈又は贈与」を「若しくは遺贈~~贈与者~~の死亡に因り効力を生ずべき贈与を含む。以下第六条第一項において同じ。」又は贈与~~贈与者~~の死亡に因り効力を生ずべき贈与を除く。以下第六条第二項において同じ。」に改める。

第六条第一項中「、包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈」を「又は遺贈」に改め、同条第二項中「又は遺贈~~包括~~遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を改める。

第十条第四項中「被相続人からの遺贈に因り」を「被相続人からの遺贈^{相続人}に因り」に、^{相続人たる贈与者の死亡に因り}

り効力を生ずきもの、^{相続人たる贈与者の死亡に因り}に因り」に、「贈与に因り」を「は贈与^{相続人}に因り」に改める。

災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、遺贈又は贈与」を「若しくは遺贈へ贈与者の死亡に因り効力を生ずき贈与を含む。以下第六条第一項において同じ。」又は贈与へ贈与者の死亡に因り効力を生ずるを贈与を除く。以下第六条第二項において同じ。」に改める。

第六条第一項中「、包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈」を「又は遺贈」に改め、同条第二項中「又は遺贈へ包括

遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を改める。

10

第十条第四項中、「被相続人からの遺贈に因り」を「、被相続人からの遺贈^{相続人}に因り」に、「被相続人たる贈与者の死亡に因り」を「、被相続人たる贈与者に因り」に、「贈与に因り」を「、贈与^{相続人}に因り」に、「贈与に因り」を「、贈与に因り」に改める。

災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)の一部を次のよう改正する。

第四条中「、遺贈又は贈与」を「若しくは遺贈へ贈与者の死亡に因り」を「、遺贈を含む。以下第六条第一項において同じ。」又は「贈与へ贈与者の死亡に因り」を「、贈与を除く。以下第六条第二項において同じ。」に改める。

第六条第一項中「、包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈」を「又は遺贈」に改め、同条第二項中「又は遺贈へ包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。」を「、

第八条及び第九条中「相続税」の下に「、贈与税」を加える。
日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（被相続人からの遺贈及び扶養義務者からの包括遺贈）を「又は遺贈へ贈与者の死亡に因り効力を生ずる、贈与」に、「財産を取得した者が」を「財産を取得した者で当該相続又は遺贈に係る被相続人の同法第十五条第二項に規定する相続人に該当するものが」に、「十八歳」を「二十歳」に改め、「相続に係る」と及び「（へ包括遺贈者を含む。）」を削り、「第十六条」を「第十九条の三」に、「二万円」を「一万円」に、「当該相続に因り」を「当該相続又は遺贈に因り」に改める。

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

11

第八条及び第九条中「相続税」の下に「、贈与税」を加える。
日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（被相続人からの遺贈及び扶養義務者からの包括遺贈）を「又は遺贈へ贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与に、
「財産を取得した者が」を「財産を取得した者で当該相続又は遺贈に係る被相続人の同法第十五条第二項に規定する相続人に該当するものが」に、「十八歳」を「二十歳」に改め、「相続に（）」及び「（へ包括遺贈者を含む。）」を削り、「第十六条」を「第十九条の三」に、「二万円」を「一万円」に、「当該相続に因り」を「当該相続又は遺贈に因り」に改める。
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

12

第三十条第二項中「被相続人からの遺贈」を、「被相続人から贈与で、その死亡により効力を生ずるもの」に改め。」

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与へ相続人に對する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずる、そのを除く。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死亡により効力を生ずる、贈与を含む。以下この項及び次条、第一項において同じ。)」に改める。

めくれず

第三十条第二項中「被相続人からの遺嘱 下に「被相続人からの遺嘱は根柢
する贈与で、、、、、、、その死亡により効力を生へまも
再含む。」に改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与へ相続人に對
する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生へまも
を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合
に改める。

第六十九条第一項中「（包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限
る。）」を「（贈与者の死亡により効力を生ずる、贈与を含む。
以下の項 七十二条第一項において同じ。）」に改める。

第三十条第二項中「被相続人からの遺贈は被相続人の財産を者から
相続人たる贈与者の死亡により効力を生すべきも
再含む。」
加える。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与へ相続人に對
する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生べきもの
を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合
に改める。

第六十九条第一項中「へ包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限
る。」を「へ贈与者の死亡により効力を生べき贈与を含む。
以下この項
七十一条第一項において同じ。」に改める。

理由

今回の税制改正の一環として、わが国の財産相続の現状にかんがみ、相続税について、遺産取得税体系を維持しつつ被相続人の遺産額と相続人の数を基礎として相続税の総額を算定し、これを各相続人にその取得財産の価額に応じて納付させる課税方式をとり入れるとともに、中小財産階層の相続税負担を軽減するため、課税最低限の引上げ、税率の緩和等を行い、あわせて贈与に対する課税の合理化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

今回の税制改正の一環として、わが国の財産相続の現状にかんがみ、相続税について、遺産取得税体系を維持しつつ被相続人の遺産額と相続人の数を基礎として相続税の総額を算定し、これを各相続人^{へ算入}してその取得財産の価額に応じて納付させる課税方式をとり入れるとともに、中小財産階層の相続税負担を軽減するため、課税最低限の引上げ、税率の緩和等を行い、あわせて贈与に対する課税の合理化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一篇

第二章 (抄)

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、學術、技芸其他公益ニ関スル社團又ハ成團ニシテ
當利ヲ目的トセサルモノ主務官序ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

第七百八十七条 子、との直系卑属又はこれららの者の法定代理人は認知の訴を提起
すこと、でき。但し、又は母の死亡の日から三年を経過したときは、この
限りでない。

第四篇

第二章 (抄)

第五篇

第三章 (抄)

第八百八十四条 相続回復の請求权は、相続人人はその法定代理人が相続権を侵害
された事實を知つた時から五年間これを行わなければ、特効によつて消滅する。
相続開始の時から二十年を経過したときも、同様である。

第八百八十六条 胎児は、相続については、続た生れたものと看なす。

② 前項の規定は、胎児が死体で生れたときは、二項を適用しない。

第八百八十七条 仮相続人の直系卑属は、左の規定に従つて相続人となる。
一 親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
二 親等の同じである者は、同順位で相続人となる。

第八百八十八条 前条の規定によつて相続人と看なすべき者が、相続の開始前に、死
亡し、又はその相続権を失つた場合において、その者に直系卑属があつときは、
其の直系卑属は、前条の規定に従つてその者と同順位で相続人となる。

② 前項の規定の適用については、胎児は、既に生れたものと看なす。但し、死
体が生れたときは、この限りでない。

第八百八十九条 左に掲げる者は、前二条の規定によつて相続人と看なるべき者が

ない場合には、左の順位に従つて相続人となる。

第一 直系尊属

第二 足弟姉妹

(2) 第八百八十七条の規定は、前項オ一号の場合に、同条ホ二号及び前条の規定は、前項オ二号の場合にこれを準用する。

第八百九十条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、前三条の規定によつて相続人となるべき者がゐるときは、その者と同順位とする。

第八百九十一条 左に列ぐる者は、相続人となることができない。

一 故意に被相続人又は相続につれて先順位若しくは同順位に在る者を死亡するに至りセ、又は至りセようとしたために、刑に処せられた者

二 被相続人の殺害させたことを知つて、これを告発せず、又は告訴しなりつた者、但し、その者が是非の弁別が左いとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であつたときは、この限りでない。

三 訴敗又は強迫によつて、被相続人が相続に関する遺言をし、これを取り消し、又はこれを裏更することを妨げた者

四 訴敗又は強迫によつて、被相続人に相続に因する遺言をさせ、これを取り消さセ、又はこれを裏更させた者

五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者は、第八百九十二条 遺嘱文を有する確定相続人ハ、被相続人に対して脅迫をし、若しくはこれと重大な侮辱を加えたときは、又は確定相続人にその他著しい非行があつたときは、被相続人は、その確定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。

第八百九十三条 被相続人が遺言で確定相続人を廃除する意思を表示したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく家庭裁判所に廃除の請求をしなりねはならない。この場合において、廃除は、被相続人の死後の時たしかのほつてとの効力を生ずる。

第八百九十四条 被相続人は、何時でも、確定相続人の廃除の取消を家庭裁判所に

請求することができる。

② 前条の規定は、廃除の取消にこれを準用する。

第八百九十五条 確定相続人の廃除又はその取消の請求があつた後、その審判が確定する前に相続が開始したときは、家庭裁判所は、親族、利害關係人又は檢察官の請求によつて、遺産の管理について必要な多分を命ずることができる。廃除の請求があつたときは同様である。

② 家庭裁判所が管理人を選任した場合には、第ニ十七条乃至第ニ十九条の規定を準用する。

第三章 (沙)

第八百九十六条 同順位の相続人が數人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。

一 直系尊属及び配偶者が相続人であるときは、直系尊属の相続分は、三分の二とし、配偶者の相続分は、三分の一とする。

二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分及び直系尊属の

相続分は、各々二分の一とする。

三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、兄弟姉妹の相続分は、三分の一とする。

四 直系卑属、直系尊属又は兄弟姉妹が數人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。但し、嫡出でない直系卑属の相続分は、嫡出である直系卑属の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方と同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

第五百八十九条 第八百八十八条の規定によつて相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けたべきものと同じである。但し、直系卑属が數人あるときは、その各の直系尊属が受けたべきあつた部分について、前条の規定に従つてこの相続分を定める。

② 前項の規定は、第八百八十九条並二項の規定によつて兄弟姉妹の直系卑属が相続人となる場合にこれを準用する。

第五百九十条 承認及び放棄は、第九百十五条並一項の期間内でもこれを取り消す

こと、が、ござる。

② 前項の規定は、第一節及び前節の規定によつて承認又は放棄の取扱をすること、
を妨げない。但し、その取消权は、追認することができる特例から六箇月間これを
行わないときは、勝利によつて消滅する。承認又は放棄の時から十年を経過した
ときも、同様である。

○ 国税徴収法(抄)

第七条ノ四 (前略)

担保付國税ノ先取权

④ 第七条ニヨリ生收ヲ猶予三ヶ月國稅及滞納处分費ニ付徵シタル担保物ニ付当該
國稅及滞納处分費以外ノ公課ノ滞納ニ因ル滞納处分者ハ強制執行アリタル場合又
ハ競売、開始アリタル場合ニ於テ当該行政機関、公共団体、執行裁判所、執行吏
又ハ強制管理人ニ付シ当該國稅及滞納处分費ノ交付ラ、ホメタルトキハ当該担保物
ノ価格ヲ限度トシ当該國稅及滞納处分費ハ当該担保物ニ付滞納处分者ニ又ハ此

等ノ者ニ付シ交付ラ、ホメタル國稅及具ノ滞納处分費並地方公共団体ノ徴収金(当該
担保物ニ付滞納处分ラ為シタル國稅ノ滞納处分費並地方稅ノ滞納处分費及督促手
数料ヲ除ク)ニ先ケテ之ヲ生收ス(以下略)

昭和十三年二月一日

内閣官房内閣參事官室首席内閣參事官

衆議院議事部長殿

正誤通知

相続税法の一部を改正する法律案印刷物中
八頁大行 「第二号」は「第二号」の誤
三頁大行 「翌日から」は「翌日から」の誤
三〇頁一行 「前条」は「前条」の誤
三一頁大行 「又は遺贈」は「又は包括遺贈」の誤
三五頁七行 「期間内その」は「期間内にそ」の誤
三九頁大行 「贈与」は「遺贈」の誤

相続税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律

相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 贈与税(第二十一条の二—第二十一条の六)」を「第二節 贈与税(第二十一条の二—第二十一条の七)」に改める。

第一条第一号中「(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈)を「又は遺贈(贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与)に改め、同条第一号中「相続」の下に「又は遺贈」を加える。

第一条の二第一号中「又は遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈)を「(贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与)に改め、同条第二号中「又は遺贈」を削る。

第二条中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改める。

第一条の二中「又は遺贈」を削る。

第三条第一項各号列記以外の部分中「包括受遺者を含む。」を「相続を放棄した者及び相続権を失つた者を含まない。第十五条の場合及び「第十五条第二項に規定する相続人」という場合を除き、」に改め、同項第一号中「包括遺贈者」を「遺贈者」に改める。

第十条第三項中「、遺贈者」を削る。

第十一条中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改め、同条を第十一条の二とし、第二章第一節中同条の前に次の二条を加える。

(相続税の課税)

第十一条 相続税は、本節に定めるところにより、相続又は遺贈に因り財産を取得した者の被相続人からこれらの事由に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の総額（以下本節において「相続税の総額」という。）を計算し、当該総額を基礎としてそれぞれこれらの事由に因り財産を取得した者に係る相続税額として計算した金額により、課する。

第十二条第一項第二号中「相続に因り取得した」を削り、同項第三号中「相続」の下に「又は遺贈」を加え、同項第五号中「当該合計金額が同号の」を「同号の被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて得た金額に当該合計金額が当該」に改める。

第十三条第一項中「相続に因り財産を取得した者」を「相続又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下本条において同じ。）に因り財産を取得した者」に改め、「当該相続」の下に「又は遺贈」を加え、同条第二項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第十二条」を「前条」に、「債務控除をすることができる金額」を「前二項の規定による控除金額」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五条から第十八条までを次のように改める。

(遺産に係る基礎控除)

第十五条 相続税の総額を計算する場合においては、同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財

産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。以下第十七条第一項及び第十九条の二において同じ。）の合計額から、百五十万円と三十万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて得た金額との合計額（以下「遺産に係る基礎控除額」という。）を控除する。

2 前項の相続人は、同項に規定する被相続人の民法第五編第二章の規定による相続人（相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人）に該当する者とする。

（相続税の総額）

第十六条 相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額からその遺産に係る基礎控除額を控除した金額を当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人が民法第九百条及び第九百一条の規定に

よる相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額（当該相続人が、一人である場合又はない場合には、当該控除した金額）につきそれぞれその金額を次の各級に区分し、逐次に各率を適用して算出した金額の合計額とする。

三十万円以下の金額 百分の十

三十万円をこえる金額 百分の十五

七十万円をこえる金額 百分の二十

百五十万円をこえる金額 百分の二十五

三百萬円をこえる金額 百分の三十

五百万円をこえる金額 百分の三十五

七百万円をこえる金額 百分の四十

千万円をこえる金額 百分の四十五

六

二千万円をこえる金額

百分の五十

三千万円をこえる金額

百分の五十五

五千万円をこえる金額

百分の六十

七千万円をこえる金額

百分の六十五

一億円をこえる金額

百分の七十

(取得財産に係る基礎控除)

第十七条 相続税の総額を基礎として同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した者に係る相続税額を計算する場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、その者に係る相続税の課税価格から当該各号に掲げる金額(以下「取得財産に係る基礎控除額」という。)を控除する。

一 相続又は遺贈(被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。)に因り財産を取得した者 五

十万円

二 遺贈(被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。)に因り財産を取得した者 二十万円

2 同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る前項各号に掲げる金額の合計額がその遺産に係る基礎控除額をこえるときは、これらの者の取得財産に係る基礎控除額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ同項各号に掲げる金額に当該遺産に係る基礎控除額を当該合計額で除して得た割合を乗じて算出した金額とする。

(各相続人等の相続税額)

第十八条 相続又は遺贈に因り財産を取得した者に係る相続税額は、その被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の総額を、これらの事由に因り財産を取得した者に係る相続税の課税価格からその取得財産に係る基礎控除額を控除した金額によりあん分して算出した金額とする。

(相続税額の加算)

八

第十八条の二 相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血族（その者又はその直系卑属が相続開始前に死亡し、又は相続権を失つたため相続人となつたその者の直系卑属を含む。）及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る相続税額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した金額にその百分の二十に相当する金額を加算した金額（当該金額がその者に係る相続税の課税価格に相当する金額に百分の七十の割合を乗じて算出した金額をこえる場合には、当該割合を乗じて算出した金額）とする。

第十九条の見出し中「二年」を「三年」に改め、「ものに限る。」の下に「以下本条並びに第五十一条第二項第二号及び第三項第二号^アにおいて同じ。」を加え、「前二条」を「第十五条から前条まで」に、「第二十条の六」を「第二十一条の七」に改め、「（以下本条において「贈与税相当額」という。）」を削り、

「その者の」を「その」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(配偶者控除)

第十九条の二 被相続人の配偶者が当該被相続人からの相続又は遺贈に因り財産を取得した場合においては、当該配偶者については、第十五条から第十八条まで及び前条の規定により算出した金額からその三分の一に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。ただし、その控除すべき金額が、当該被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得了すべての者に係る相続税の課税価格の合計額（当該合計額が三千万円をこえる場合には、三千万円）からこれらの者の遺産に係る基礎控除額を控除した金額をその者が民法第九百条の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその取得金額（当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人がその者のみである場合には、当該控除した金額）について第十六条の規定を適用して算出した金額の三分の一に相当する金額をこえる場合においては、そ

のこえる部分の金額は、当該控除をしない。

(未成年者控除)

第十九条の三 相続又は遺贈に因り財産を取得した者（第一条第一号の規定に該当する者を除く。）が当該相続又は遺贈に係る被相続人の第十五条第二項に規定する相続人に該当し、かつ、二十才未満の者である場合においては、その者については、同条から前条までの規定により算出した金額から一万円にその者が二十才に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるときは又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2 前項の規定により控除を受けることができる金額がその控除を受ける者について第十五条から前条までの規定により算出した金額をこえる場合には、そのこえる部分の金額は、政令で定めるところにより、その控除を受ける者の扶養義務者が同項の被相続人から相続又は遺贈に因り取得した財産の価額について第十五条から前条までの規定により算出した金額から控除し、その控除後の金額をもつて、当該扶養義務者の納付すべき相続税額とする。

3 第一項の規定に該当する者がその者又はその扶養義務者について既に前二項の規定による控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者がこれららの規定による控除を受けることができる金額は、既に控除を受けた金額の合計額が第一項の規定による控除を受けることができる金額（二回以上これらの規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈に因り財産を取得した際に第一項の規定による控除を受けることができる金額）に満たなかつた場合におけるその満たなかつた部分の金額の範囲内に限る。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「相続に因り財産を取得した場合」を「相続（被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下本条において同じ。）に因り財産を取得した場合」に、「その者について前二条の規定により算出した相続税額」を「第十五条から前条までの規定により算出した

金額」に改め、「第一号」の下に「及び次項」を加え、「左の各号」を「相当する金額に次の各号」に、「金額に相当する税額を控除し、その控除後の税額」を「金額を控除した金額」に改め、同項第一号中「相続人及び受遺者(包括受遺者を除く。以下同じ。)の全員が相続又は遺贈(被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。以下次号において同じ。)に因り財産を取得したすべての者がこれらの事由」に改め、「又は贈与税」を削り、同項第二号中「相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈」を「相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者がこれらの事由」に改め、「又は贈与税」を削り、同条第三項を削る。

第二十一条第一項中「相続(第二十一条の二)」を「相続又は遺贈(第二十一条の二)」に、「その者について前三条の規定により算出した相続税額からその課せられた税額を控除し、その控除後の税額」を「第十五条から前条までの規定により算出した金額からその課せられた税額に相当する金額を控除した金額」に、「税額が、その者について前三条の規定により算出した相続税額」を「金額

が、その者についてこれらの規定により算出した金額」に改め、「当該相続」の下に「又は遺贈」を加え、「に相当する税額」を削り、同条第二項を削る。

第二十一条の二第一項から第三項まで中「又は遺贈」を削り、「これらの事由」を「贈与」に改め、同条第四項中「相続人が」を「相続又は遺贈に因り財産を取得した者が」に改め、「第一項」を削る。

第二十一条の三第一項第三号中「又は遺贈」を削る。

第二十一条の四中「十万円」を「二十万円」に改める。

「二十万円以下の金額 二百万円をこえる金額 五百萬円をこえる金額 二百万円をこえる金額 四百万円をこえる金額 七百万円をこえる金額 一千万円をこえる金額 二千五百万円をこえる金額 二千万円をこえる金額	百分の十五 百分の二十二 百分の三十五 百分の三十五 百分の四十五 百分の五十五 百分の六十五
--	---

第二十一条の五中

「三十万円以下の金額 三十五万円をこえる金額 七十万円をこえる金額 一百万円をこえる金額 一百五十万円をこえる金額 二百五十万円をこえる金額 三百五十万円をこえる金額 五百五十万円をこえる金額 七百万円をこえる金額 一千五百万円をこえる金額 二千五百万円をこえる金額	百分の二十五 百分の二十二 百分の三十五 百分の三十五 百分の四十五 百分の五十五 百分の六十五
---	--

を

百分の二十五
百分の二十五
百分の三十五
百分の四十五
百分の五十五
百分の六十五
百分の六十五

に改める。

第二十一条の六第一項中「又は遺贈」を削り、「その者について前条の規定により算出した贈与税額からその課せられた税額を控除し、その控除後の税額」を「前二条の規定により算出した税額からその課せられた税額に相当する税額を控除した金額」に、「税額が、その者について前条の規定により算出した贈与税額」を「金額が、その者についてこれらの規定により算出した金額」に改め、「に相当する税額」を削り、同条第二項を削り、第二章第二節中同条を第二十一条の七とし、第二十一条の五の次に次の一条を加える。

(三年以内に同一人から贈与があつた場合の贈与税額)

第二十一条の六 その年において贈与に因り同一の贈与者から十万円をこえる価額の財産（その取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る。以下本条において同じ。）を取得した者がその前年又は前前年において当該贈与者から贈与に因り毎年十万円をこえる価額の財産を取得したことがある場合には、その者に係る贈与税は、前条の規定にかかわらず、その年において贈与に因り取得したすべての財産の価額の合計額につき前二条の規定により算出した金額と第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該贈与者が一人以上ある場合には、これらの者につきそれぞれ第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額）との合計額により、課する。

一 その年以前三年以内の各年において当該贈与者から贈与に因り取得した財産の価額のうちそれぞれ十万円をこえる部分の合計額を前条に規定する課税価格とみなし、同条の規定を適

用して算出した金額

二 イ及びロに掲げる金額の合計額（当該合計額が第一号に掲げる金額をこえる場合には、当該金額）

イ その年の前年又は前前年において当該贈与者から贈与に因り取得した財産の価額が当該各年において贈与に因り取得したすべての財産の価額の合計額のうちに占める割合をそれぞれ当該各年分の贈与税の税額（利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額を除く。）に乘じて算出した金額の合計額

ロ その年において当該贈与者から贈与に因り取得した財産の価額が同年において贈与に因り取得したすべての財産の価額の合計額のうちに占める割合を当該合計額につき前二条の規定を適用して算出した金額に乗じて算出した金額

第二十四条第二項中「若しくは第二項」を削る。

第二十六条の二中「相続」の下に「又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。）」を加える。

第二十七条第一項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に、「相続税の課税価格（第十九条第一項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により相続税の課税価格とみなされた金額）と第十五条及び第十六条の規定により控除を受ける金額との合計額が五十万円をこえるときは、当該」を「その被相続人からこれらの事由に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額）の合計額がその遺産に係る基礎控除額をこえる場合において、その者に係る相続税の課税価格（第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額）がその取得財産に係る基礎控除額をこえ、かつ、当該課税価格に係る第十五条から第二十一条までの規定による相続税額があるときは、その」に改め、同条第二項中「相続人」の下に「（包

括受遺者を含む。以下第五項、第三十条第一項、第三十一条第三項、第三十三条第四項及び第五十二条第一項から第三項までにおいて同じ。」を加え、同条第四項中「相続人又は受遺者が相続又は遺贈」を「相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者がこれらの事由」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した者又はその者の相続人で第一項又は第二項（次条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出すべきものが二人以上ある場合において、当該申告書の提出先の税務署長が同一であるときは、これらの者は、政令で定めるところにより、当該申告書を共同して提出することができる。

第二十八条第一項中「贈与又は遺贈に因り財産を取得した者は、贈与税の課税価格が十万円をこえるときは、第二項の規定に該当する場合を除く外、当該贈与又は遺贈に因り財産を取得した年」を「贈与に因り財産を取得した者は、その年分の贈与税の課税価格に係る第二十一条の四から

第二十一条の七までの規定による贈与税額があるときは、その年」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第一号中「又は遺贈」を削り、「合計額が十万円をこえる場合」を「合計額につき第二十一条の四から第二十一条の七までの規定を適用した場合において、贈与税額があることとなるとき。」に改め、同項第二号中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「若しくは第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第五項」を「第六項」に改め、「若しくは第二項」を削り、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十条第一項中「第三項」を「第二項」に、「（この申告書」を「相続税に係る期限内申告書の提出期限後において第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する事由に該当することとなつた者についても、また同様とする。（これらの申告書」に改める。

第三十二条第二項各号列記以外の部分中「第二項」の下に「若しくは第六項」を加え、「第三十五

条第一項若しくは第三項」を「第三十五条第一項、第三項若しくは第六項」に改め、同項第一号中「当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたこと」を「、その後当該財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者が当該分割に因り取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつたこと」に改め、同項第二号中「若しくは」を「又は」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「放棄の取消」の下に「その他の事由」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があつたこと。

第三十二条第七項中「第三項及び第四項」を「第二項及び第三項」に改める。

第三十三条第四項中「第三項」を「第二項」に、「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改める。

第三十四条第一項中「相続人又は受遺者が二人以上ある場合においては、これらの者」を「同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者」に、「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改め、「又はその遺贈に因り財産を取得した年分の贈与税額に当該財産の価額が当該贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額に相当する贈与税」を削り、同条第二項中「相続人又は受遺者が二人以上ある場合においては、これらの者」を「同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者」に、「被相続人又は遺贈者」を「当該被相続人」に改める。

第三十五条第二項に後段として次のように加える。

第三十条第一項後段の規定に該当する者が申告書を提出していない場合においても、また同様とする。

第三十五条第四項中「前三項の規定」を「これらの規定」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「第二項」の下に「前段」を加え、同項第一号中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「被相続人」を「同条第一項に規定する者の被相続人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三項」を

「第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 第二十八条第二項第二号に規定する事由に該当する場合において、同号に規定する申告書の提出期限を経過したとき。

第三十五条に次の二項を加える。

6 税務署長は、第三十二条第二項第一号から第四号までの規定による更正の請求に基き第一項又は第三項の規定による更正をした場合において、当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した他の者につき次に掲げる事由があるときは、当該事由に基き、その者に係る課税価格又は相続税額を更正し、又は決定する。

一 当該他の者が第二十七条、第三十条若しくは第三十一条の規定による申告書を提出し、又は第二項若しくは本項の規定による決定を受けた者である場合において、当該申告又は決定に係る課税価格又は相続税額（当該申告又は決定があつた後修正申告書の提出又は第一項、

第三項若しくは本項の規定による更正があつた場合には、当該修正申告又は更正に係る課税価格又は相続税額）が当該請求に基く更正の基団となつた事実を基礎として計算した場合におけるその者に係る課税価格又は相続税額と異なることとなること。

二 当該他の者が前号に規定する者以外の者である場合において、その者につき同号に規定する事実を基礎としてその課税価格及び相続税額を計算することにより、その者が新たに相続税を納付すべきこととなること。

第三十五条の二第一項中「前条」の下に「第一項又は第三項」を加え、「（第五十五条但書の場合における更正については、同条但書に規定する財産の分割があつた日の翌日から四月を経過した日）」を削る。

第三十八条第一項中「一万円を」「三万円を」「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に、「五万円」を「十五万円」に、「十万円」を「三十万円」に、「（当該税額に一万円未満の端数があるとき

は、これを一万円として計算した金額)を一万円で除して得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを一とする。)」に改め、同条第二項中「一万円」を「三万円」に改め、同条第三項中「一万円」を「三万円」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十九条第二項中「第二項及び第四項」を「及び第二項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第四項中「及び第四項」を削る。

第四十条第五項中「(当該税額に係る利子税額を含む。)」を「(第二項又は前条第七項の規定により延納の許可を取り消されたため一時に徴収されるもの及びこれらの税額に係る利子税額を含む。以下本項において同じ。)」に、「(利子税額、延滞加算税額及び公売の費用を含む。以下本項において同じ。)」を「並びに当該税額に係る延滞加算税額及び公売の費用(以下本項において「延納税額等」という。)」に、「延納税額を」を「延納税額等を」に、「延納税額に」を「延納税額等に」に改め、

同条に次の二項を加える。

6 国税徴収法第七条ノ四第四項の規定は、第三十八条第一項若しくは第三項又は前条第八項の規定により提供された担保物について準用する。

第四十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定」を「前項の規定」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十九条を次のように改める。

(申告書の公示)

第四十九条 税務署長は、相続税又は贈与税に係る申告書の提出があつた場合において、次に掲げる場合(贈与税に係る申告書については、第一号に掲げる場合に限る。)に該当するときは、当該申告書の提出があつた日から四月以内に、当該申告書の記載に従い、その者の氏名、納税地及び課税価格を少くとも一月間公示しなければならない。

一 当該申告書に記載された課税価格が千万円をこえる場合

二 当該申告書に添附された第二十七条第四項に規定する明細書に記載された被相続人の死亡の時における財産の価額(債務の金額がある場合には、当該金額を控除した金額)が三千万円をこえる場合

第五十一条第一項各号列記以外の部分中「第五十二条」を「次条」に改め、同項第一号中「第三項」を「第二項第二号に掲げる場合について同項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項第三号中「当該一年を経過した日から修正申告書の」を「偽偽その他不正の行為により相続税又は贈与税を免かれた者が税務署長の調査により第三十五条の規定による更正があることを予知してこれを提出した場合を除くほか、当該一年を経過した日からその」に改め、同条第二項第一号中「第三項」を「第二項第二号に掲げる場合について同項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「第五十五条の規定により分割されていない財産について民法の規定による相

続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として申告書を提出したときは、当該分割があつた日の翌日から四月を経過した日」を「相続若しくは遺贈に因り財産を取得した者が、期限内申告書の提出期限後に、その被相続人からこれらの事由に因り財産を取得した他の者が相続開始前三年以内に当該被相続人から贈与に因り取得した財産で相続税の計算の基礎とされていなかつたものがあることを知つたため期限後申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由が生じたため期限後申告書若しくは修正申告書を提出した場合においては、これらの申告書を提出した日の翌日」に改め、「(以下本号において「起算日」という。)及び「(修正申告書が起算日の翌日から一年を経過した日の後に提出された場合においては、当該一年を経過した日から修正申告書の提出の日までの日数を控除した日数)」を削り、同号を同項第二号とし、同条第三項各号列記以外の部

分中「第五十二条」を「次条」に改め、「納期限」の下に「(第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由に因る第三十五条第一項若しくは第三項の規定による更正若しくは同条第二項後段の規定による決定又は同条第六項の規定による更正若しくは決定に係る追徴税額については、当該追徴税額に係る第三十七条の規定による納期限)」を加え、「更正に係る」を「第三十五条第一項又は第三項の規定による更正に係る」に改め、同項第一号中「第三項」を「第二項第二号に掲げる場合について同項」に改め、「若しくは第二項」を削り、「第三十五条」の下に「第一項、第二項前段又は第三項」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「第五十五条の規定により分割されていない財産について民法の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として第三十五条の規定による更正又は決定があつたときは、当該分割があつた日の翌日から四月を経過した日」を「相続又は遺贈に因り財産を取得した者について

て、その被相続人からこれらの事由に因り財産を取得した他の者が相続開始前三年以内に当該被相続人から贈与に因り取得した財産で相続税の計算の基礎に算入されていなかつたものを当該計算の基礎に算入することにより第三十五条第一項、第二項前段又は第三項の規定による更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る第三十六条第一項の規定による通知をした日の翌日」に改め、「(以下本号において「起算日」という。)及び「(当該追徴税額が更正に係るものである場合において、当該更正の通知が起算日から一年を経過した日の後になされたときは、当該更正が詐偽その他不正の行為により相続税を免れた者についてなされたものである場合を除く外、当該一年を経過した日から当該更正の通知がなされた日までの日数を控除した日数)」を削り、同号を同項第二号とする。

第五十二条第一項第一号イ中「(前条第二項第二号若しくは第三号又は同条第三項第二号若しくは第三号の規定に該当する場合において、当該各号に規定する起算日前に当該各号に規定する事

由に因る申告書の提出、更正又は決定があつたときは、当該起算日)」を「前条第二項第一号の規定に該当する場合には、同号に規定する申告書を提出した日とし、同条第三項第一号の規定に該当する場合には、同号に規定する第三十六条第一項の規定による通知をした日とする。」に改め、同号ロ中「規定する納期限」の下に「(前条第二項第一号の規定に該当する場合には、同号に規定する第三十六条第一項の規定による通知をした日とする。)」を加え、同号ハ中「第二号若しくは第三号」を「第二号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十二条の二 延納の許可を受けた相続税額の計算の基礎となつた財産の価額のうちに占める立木の価額の割合が政令で定める割合をこえる場合には、当該延納税額のうち立木の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額についての前条第一項の規定の適用については、同項中「百円につき一日二錢の割合」とあるのは、「百円につき一日

一錢五厘の割合」とし、当該延納税額についての同条第五項の規定の適用については、同項中「当該分納税額に達するまでは、当該分納税額」とあるのは、「まず分納税額のうち次条に規定する立木の価額に対応する部分以外の部分の税額に達するまでは当該税額に充てられたものとし、次に当該立木の価額に対応する部分の税額に達するまでは当該税額」とする。

第五十三条第一項中「第三十八条第四項第一号に掲げる者」を「税務署長において期限内申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認める者」に改める。

第五十五条中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に、「ものとみなす」を「ものとしてその課税価格を計算するものとする」に、「その分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつた場合」を「当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割に因り取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合」に、「財産

を基礎」を「財産に係る課税価格を基礎」に改める。

第六十一条中「相続人又は受遺者」を「当該被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した者」に改める。

第六十五条第一項中「、遺贈若しくは包括遺贈」を「若しくは遺贈」に、「、遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に改める。

第六十六条第一項中「、遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に改め、「又は遺贈」及び「又は遺贈者」を削り、同条第四項中「、遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に、「、遺贈者又は包括遺贈者」を「又は遺贈者」に改める。

附則第三項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の相続税法(以下「新法」という。)の規定は、この附則に特別の定のあるものを除くほか、昭和三十三年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。)により取得した財産に係る相続税又は同日以後に贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得した財産に係る贈与税から適用し、同日前に相続(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下附則第四項及び附則第七項において同じ。)により取得した財産に係る相続税又は同日前に贈与若しくは遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。以下附則第八項において同じ。)により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行後昭和三十五年十二月三十一日までに相続又は遺贈により財産を取得した者についての新法第十九条の規定の適用については、同条中「当該相続の開始前三年以内」とあるのは、昭和三十四年十二月三十一日までに当該財産を取得した者にあつては「当該相続の開始

前二年以内」と、昭和三十五年中に当該財産を取得した者にあつては「昭和三十三年一月一日から当該相続の開始の日まで」とする。

- 4 新法第十九条の三第一項の規定に該当する者が昭和三十二年十一月三十日までに開始した相続により取得した財産につきこの法律による改正前の相続税法（以下「旧法」という。）の規定による未成年者控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者が同条第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、旧法の規定によりその者が未成年者控除を受けることができた金額（二回以上旧法の規定による未成年者控除を受けた場合には、最初に相続により財産を取得した際に未成年者控除を受けることができた金額）から既に旧法の規定による未成年者控除を受けた金額の合計額を控除した金額の百分の五十に相当する金額に達するまでの金額とする。

- 5 新法第二十一条の六の規定は、昭和三十四年分以後の贈与税から適用するものとし、同年分

の贈与税についての同条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「その年」とあるのは「昭和三十四年」と、「その前年又は前前年」とあるのは「昭和三十三年」と、同条第一号中「その年以前三年以内」とあるのは「昭和三十三年及び昭和三十四年」と、同条第一号イ中「その年の前年又は前前年」とあるのは「昭和三十三年」と、「当該各年に」とあるのは「同年に」と、「それぞれ当該各年分」とあるのは「同年分」と、同号ロ中「その年」とあるのは「昭和三十四年」とする。

6 昭和三十三年一月一日以後この法律の施行前に相続又は遺贈により財産を取得した者又はその相続人が当該期間内~~その~~の相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日」とあるのは、「相続税法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第 号）の施行の日」とする。

7 前項に規定する期間内に開始した相続に係る被相続人から相続により財産を取得した者又は

その相続人がこの法律の施行の日までに旧法第二十七条の規定による申告書を提出している場合においては、当該申告書は、新法第二十七条の規定による申告書とみなす。この場合において、当該申告書に係る相続税額が当該財産の価額につき新法第二章第一節の規定を適用して算出した相続税額に比し過大となるときは、その者は、この法律の施行の日から六月以内に、新法第三十二条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

8 前二項の規定は、昭和三十三年一月一日以後この法律の施行前に贈与又は遺贈により財産を取得した者で当該期間内において死亡したものの相続人が当該期間内にその相続の開始があつたことを知り、かつ、その者が新法第二十八条第二項において準用する新法第二十七条第二項の規定の適用を受ける者である場合について準用する。この場合において、附則第六項中「同条の」とあるのは「新法第二十七条第二項の」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と、前項中「開始した相続に係る被相続人から相続により財産を取得した者又はその相続人」と替えるものとする。

9 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「贈与に因り」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡に因り効力を生ずるものを除く。)に因り」に改める。

第十条第四項中「又は被相続人からの遺贈に因り」を「、被相続人からの遺贈又は被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡に因り効力を生ずるものに因り」に、「贈与に因り」を「贈与(被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡に因り効力を生ずるものを除く。)に因り」に改める。

10 災害被害者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「、遺贈又は贈与」を「若しくは遺贈(贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与を含む。以下第六条第一項において同じ。)又は贈与(贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与を除く。以下第六条第二項において同じ。)」に改める。

第六条第一項中「、包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈」を「又は遺贈」に改め、同条第二項中「又は遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。)」を削る。

第八条及び第九条中「相続税」の下に「、贈与税」を加える。

11 日本国とアメリカ合衆国との間の一重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和二十九年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「(被相続人からの遺贈及び扶養義務者からの包括遺贈)」を「又は遺贈(贈与者の死亡

に因り効力を生ずる贈与)」に、「財産を取得した者が」を「財産を取得した者で当該相続又は遺贈に係る被相続人の同法第十五条第二項に規定する相続人に該当するものが」に、「十八歳」を「二十歳」に改め、「相続に係る」及び「(包括遺贈者を含む。)」を削り、「第十六条」を「第十九条の三」に、「二万円」を「一万円」に、「当該相続に因り」を「当該相続又は遺贈に因り」に改める。

12 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「又は被相続人からの遺贈」を「、被相続人からの贈与又は被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡により効力を生ずるもの」に改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるもの)を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。」の目的とした場合に改める。

第六十九条第一項中「(包括遺贈及び被相続人に対する遺贈に限る。)」を「(贈与者の死亡により

効力を生ずる贈与を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。」に改める。

理由

今次の税制改正の一環として、わが国の財産相続の現状にかんがみ、相続税について、遺産取得税体系を維持しつつ被相続人の遺産額と相続人の数を基礎として相続税の総額を算定し、これを各相続人等にその取得財産の価額に応じて納付させる課税方式をとり入れるとともに、中小財産階層の相続税負担を軽減するため、課税最低限の引上げ、税率の緩和等を行い、あわせて贈与に対する課税の合理化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

